

第9章 総合評価

対象事業については、環境影響要因である「工事の実施」及び「土地及び工作物の存在及び供用」について、環境要素13項目（大気質、騒音、振動、悪臭、水質、その他（日照障害、電波障害）、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等）を選定して予測及び評価を行った。

各環境要素における環境影響評価結果の概要は、表 9-1(1)～(22)に示すとおりである。

環境影響評価の結果、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、その他（日照障害、電波障害）、動物、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等の11項目については、適切な環境保全措置を講じることにより、環境への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと評価する。

植物、生態系の2項目については、環境への影響が予測されるため環境保全措置を講じることとしており、事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避・低減し、又は必要に応じ損なわれる環境の価値を代償しているものと評価する。

また、「第8章 事後調査」に記載したとおり、事後調査を実施し、本事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握のうえ、環境への著しい影響が確認された場合には、必要な措置を講ずることによって環境影響を回避又は低減するものとしている。

今後は、本環境影響評価の結果を十分に認識のうえ、環境保全措置を確実に実行し、周辺地域の環境保全に配慮して事業を進めることとしている。

以上のことから、本事業は、事業者の実行可能な範囲において対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り低減が図られたものであると評価する。

表 9-1(1) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査																																									
大気質	【二酸化窒素等の状況】 ■一般環境大気質 調査地点(5地点)における現地調査結果は、下表に示すとおりであり、いずれも環境基準等を下回っていた。 また、補足的に実施した簡易PTIO(10地点)による現地調査結果は、四季平均値で0.005～0.006ppmであり、調査地点間に大きな差はみられなかった。 <table><tr><th>調査項目</th><th>四季平均値</th><th>環境基準等</th></tr><tr><td>二酸化硫黄(ppm)</td><td>0.000～0.001</td><td>0.04以下</td></tr><tr><td>二酸化窒素(ppm)</td><td>0.002～0.004</td><td>0.04～0.06以下</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質(mg/m³)</td><td>0.010～0.011</td><td>0.10以下</td></tr><tr><td>微小粒子状物質(μg/m³)</td><td>7.0</td><td>15以下</td></tr><tr><td>塩化水素(ppm)</td><td>0.00004～0.00006</td><td>0.02以下</td></tr><tr><td>水銀(μg-Hg/m³)</td><td>0.0015～0.0016</td><td>0.04以下</td></tr><tr><td>ダイオキシン類(pg-TEQ/m³)</td><td>0.0044～0.017</td><td>0.6以下</td></tr></table> 注)微小粒子状物質の調査地点は1地点。	調査項目	四季平均値	環境基準等	二酸化硫黄(ppm)	0.000～0.001	0.04以下	二酸化窒素(ppm)	0.002～0.004	0.04～0.06以下	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.010～0.011	0.10以下	微小粒子状物質(μg/m ³)	7.0	15以下	塩化水素(ppm)	0.00004～0.00006	0.02以下	水銀(μg-Hg/m ³)	0.0015～0.0016	0.04以下	ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	0.0044～0.017	0.6以下	【建設機械の稼働に係る粉じん等】 建設機械の稼働に係る季節別降下ばいじん量は、最大で3.4～6.2 t /km ² /月となり、参考値を下回るものと予測する。 <table><tr><th colspan="2">予測地点</th><th>予測結果 [最大値] (t /km²/月)</th><th>参考値</th></tr><tr><td>地点A</td><td>敷地境界北西側</td><td>6.2</td><td rowspan="4">10以下</td></tr><tr><td>地点B</td><td>敷地境界東側</td><td>4.0</td></tr><tr><td>地点C</td><td>敷地境界南側</td><td>5.4</td></tr><tr><td>地点D</td><td>敷地境界西側</td><td>3.4</td></tr></table>	予測地点		予測結果 [最大値] (t /km ² /月)	参考値	地点A	敷地境界北西側	6.2	10以下	地点B	敷地境界東側	4.0	地点C	敷地境界南側	5.4	地点D	敷地境界西側	3.4	【建設機械の稼働に係る粉じん等】 ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。 ・工事現場内では、必要に応じて粉じん等防止用のシートを使用するなど、粉じん等の発生防止に努める。 ・工事現場内では、必要に応じて散水を実施し、粉じん等の発生防止に努める。 ・建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。 ・工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。	【建設機械の稼働に係る粉じん等】 ■影響の回避・低減に係る評価 建設機械の稼働に係る影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 ■基準又は目標との整合性に係る評価 建設機械の稼働に係る季節別降下ばいじん量は、参考値を下回ることから、目標との整合は図られるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。
	調査項目	四季平均値	環境基準等																																											
	二酸化硫黄(ppm)	0.000～0.001	0.04以下																																											
	二酸化窒素(ppm)	0.002～0.004	0.04～0.06以下																																											
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.010～0.011	0.10以下																																												
微小粒子状物質(μg/m ³)	7.0	15以下																																												
塩化水素(ppm)	0.00004～0.00006	0.02以下																																												
水銀(μg-Hg/m ³)	0.0015～0.0016	0.04以下																																												
ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	0.0044～0.017	0.6以下																																												
予測地点		予測結果 [最大値] (t /km ² /月)	参考値																																											
地点A	敷地境界北西側	6.2	10以下																																											
地点B	敷地境界東側	4.0																																												
地点C	敷地境界南側	5.4																																												
地点D	敷地境界西側	3.4																																												
■道路沿道大気質 調査地点(2地点)における現地調査結果は、下表に示すとおりであり、いずれも環境基準等を下回っていた。 また、補足的に実施した簡易PTIO(3地点)による現地調査結果は、四季平均値で0.006～0.007ppmであり、調査地点間に大きな差はみられなかった。 <table><tr><th>調査項目</th><th>四季平均値</th><th>環境基準等</th></tr><tr><td>二酸化窒素(ppm)</td><td>0.004</td><td>0.04～0.06以下</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質(mg/m³)</td><td>0.009</td><td>0.10以下</td></tr></table>	調査項目	四季平均値	環境基準等	二酸化窒素(ppm)	0.004	0.04～0.06以下	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.009	0.10以下	【資材又は機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等】 工事用車両の運行に係る季節別降下ばいじん量は、最大で0.8～1.9 t /km ² /月となり、参考値を下回るものと予測する。 <table><tr><th colspan="2">予測地点</th><th>予測結果 [最大値] (t /km²/月)</th><th>参考値</th></tr><tr><td rowspan="2">地点1 (一般国道46号)</td><td>北側</td><td>1.9</td><td rowspan="4">10以下</td></tr><tr><td>南側</td><td>1.3</td></tr><tr><td rowspan="2">地点2 (一般国道46号)</td><td>北側</td><td>0.8</td></tr><tr><td>南側</td><td>0.8</td></tr></table>	予測地点		予測結果 [最大値] (t /km ² /月)	参考値	地点1 (一般国道46号)	北側	1.9	10以下	南側	1.3	地点2 (一般国道46号)	北側	0.8	南側	0.8	【資材又は機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等】 ・工事現場出入口付近では、必要に応じて散水を実施し、粉じん等の発生防止に努める。 ・工事用車両の出入口付近の清掃に努めるほか、必要に応じてタイヤ洗浄を実施する。 ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。 ・工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。 ・工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。 ・工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。	【資材又は機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等】 ■影響の回避・低減に係る評価 工事用車両の運行に係る影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 ■基準又は目標との整合性に係る評価 工事用車両の運行に係る季節別降下ばいじん量は、参考値を下回ることから、目標との整合は図られるものと評価する。																			
調査項目	四季平均値	環境基準等																																												
二酸化窒素(ppm)	0.004	0.04～0.06以下																																												
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.009	0.10以下																																												
予測地点		予測結果 [最大値] (t /km ² /月)	参考値																																											
地点1 (一般国道46号)	北側	1.9	10以下																																											
	南側	1.3																																												
地点2 (一般国道46号)	北側	0.8																																												
	南側	0.8																																												
【粉じん等の状況】 対象事業実施区域における現地調査結果は、下表に示すとおりであり、参考値を下回っていた。 <table><tr><th>調査項目</th><th>四季平均値</th><th>参考値</th></tr><tr><td>降下ばいじん量(t /km²/30日)</td><td>1.85</td><td>10以下</td></tr></table>	調査項目	四季平均値	参考値	降下ばいじん量(t /km ² /30日)	1.85	10以下																																								
調査項目	四季平均値	参考値																																												
降下ばいじん量(t /km ² /30日)	1.85	10以下																																												

表 9-1(2) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査																																							
大気質	【地上気象の状況】 対象事業実施区域における現地調査結果は、下表に示すとおり、年間平均風速が1.8m/s、年間最多風向が西(W)、年平均気温が11.9℃、年平均湿度が74%、日射量の年間平均値が0.154kW/m ² 、放射収支量の年間平均値が0.078kW/m ² となっていた。	【施設の稼働に係る二酸化窒素等】 ■長期平均濃度予測 施設の稼働に係る二酸化窒素等は、日平均値の年間98%値又は年間2%除外値で二酸化硫黄が0.002ppm、二酸化窒素が0.013ppm、浮遊粒子状物質が0.027mg/m ³ となるほか、水銀の年平均値が0.001868μg/m ³ 、ダイオキシン類の年平均値が0.017447pg-TEQ/m ³ となり、いずれの項目も環境基準等を満足するものと予測する。	【施設の稼働に係る二酸化窒素等】 ・煙突からの排ガス濃度等については、大気汚染防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を公害防止基準値として設け、これを遵守する。 ・ごみの処理においては、ごみ質の均一化を図り、適正負荷により安定した処理を維持することで、煙突からの排出ガス中の大気汚染物質の低減に努める。 ・ばいじんは、バグフィルタ（ろ過式集じん器）により除去する。 ・塩化水素及び硫酸酸化物は、消石灰吹き込み等により除去する。 ・窒素酸化物は、燃焼制御によりできる限り発生を抑え、脱硝装置により除去する。 ・ダイオキシン類は、燃焼温度、ガス滞留時間等についてダイオキシン類の発生を防止する条件を設定のうえ管理を十分に行い、安定燃焼の確保に努める。さらに、消石灰等とともに活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着して、バグフィルタで除去する。 ・今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。	【施設の稼働に係る二酸化窒素等】 ■影響の回避・低減に係る評価 施設の稼働に係る影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 ■基準又は目標との整合性に係る評価 施設の稼働に係る二酸化窒素等は、環境基準等を満足することから、基準との整合は図られるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。																																							
	<table><tr><th>調査項目</th><th>年間平均値</th></tr><tr><td>風速</td><td>1.8m/s</td></tr><tr><td>最多風向</td><td>西(W)</td></tr><tr><td>気温</td><td>11.9℃</td></tr><tr><td>湿度</td><td>74%</td></tr><tr><td>日射量</td><td>0.154kW/m²</td></tr><tr><td>放射収支量</td><td>0.078kW/m²</td></tr></table>	調査項目	年間平均値	風速		1.8m/s	最多風向	西(W)	気温	11.9℃	湿度	74%	日射量	0.154kW/m ²	放射収支量	0.078kW/m ²	<table><tr><th rowspan="2">予測項目</th><th colspan="2">予測結果[最大着地濃度地点]</th><th rowspan="2">環境基準等</th></tr><tr><th>年平均値</th><th>日平均値の年間98%値又は年間2%除外値</th></tr><tr><td>二酸化硫黄(ppm)</td><td>0.001089</td><td>0.002</td><td>0.04以下</td></tr><tr><td>二酸化窒素(ppm)</td><td>0.004116</td><td>0.013</td><td>0.04～0.06以下</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質(mg/m³)</td><td>0.011089</td><td>0.027</td><td>0.10以下</td></tr><tr><td>水銀(μg/m³)</td><td>0.001868</td><td></td><td>0.04以下</td></tr><tr><td>ダイオキシン類(pg-TEQ/m³)</td><td>0.017447</td><td></td><td>0.6以下</td></tr></table>	予測項目	予測結果[最大着地濃度地点]		環境基準等	年平均値	日平均値の年間98%値又は年間2%除外値	二酸化硫黄(ppm)	0.001089	0.002	0.04以下	二酸化窒素(ppm)	0.004116	0.013	0.04～0.06以下	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.011089	0.027	0.10以下	水銀(μg/m ³)	0.001868		0.04以下	ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	0.017447		0.6以下	
	調査項目	年間平均値																																										
	風速	1.8m/s																																										
	最多風向	西(W)																																										
	気温	11.9℃																																										
	湿度	74%																																										
	日射量	0.154kW/m ²																																										
	放射収支量	0.078kW/m ²																																										
	予測項目	予測結果[最大着地濃度地点]		環境基準等																																								
年平均値		日平均値の年間98%値又は年間2%除外値																																										
二酸化硫黄(ppm)	0.001089	0.002	0.04以下																																									
二酸化窒素(ppm)	0.004116	0.013	0.04～0.06以下																																									
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.011089	0.027	0.10以下																																									
水銀(μg/m ³)	0.001868		0.04以下																																									
ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	0.017447		0.6以下																																									
【上層気象の状況】 対象事業実施区域における年間の逆転層の発生頻度は、区分高度100m及び350mのいずれも逆転なしが最も多く、次いで上層逆転又は下層逆転となっていた。	■短期高濃度予測 施設の稼働に係る二酸化窒素等は、煙突排出ガスに係る周辺環境への高濃度の影響が想定される各条件のうち、接地逆転層崩壊時の予測結果が最大となり、二酸化硫黄が0.0180ppm、二酸化窒素が0.0720ppm、浮遊粒子状物質が0.1120mg/m ³ 、塩化水素が0.00718ppmとなり、いずれの項目も環境基準等を満足するものと予測する。																																											
【運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況】 ■運行道路の沿道状況 工事用車両及び廃棄物運搬車両等が主に走行する一般国道46号は、道路幅員が24.0～27.1mの4車線道路であり、規制速度は50km/hとなっている。																																												
■自動車交通量 一般国道46号における現地調査結果は、下表に示すとおりとなっていた。																																												
<table><tr><th rowspan="2">調査地点</th><th colspan="3">24時間交通量(台/日)</th></tr><tr><th>小型車</th><th>大型車</th><th>合計</th></tr><tr><td>地点1 (一般国道46号)</td><td>18,836</td><td>1,611</td><td>20,447</td></tr><tr><td>地点2 (一般国道46号)</td><td>21,783</td><td>1,299</td><td>23,082</td></tr></table>	調査地点	24時間交通量(台/日)			小型車	大型車	合計	地点1 (一般国道46号)	18,836	1,611	20,447	地点2 (一般国道46号)	21,783	1,299	23,082	<table><tr><th rowspan="2">予測項目</th><th>予測結果 [接地逆転層崩壊時] 最大着地濃度地点</th><th rowspan="2">環境基準等</th></tr><tr><th></th></tr><tr><td>二酸化硫黄(ppm)</td><td>0.0180</td><td>0.1以下</td></tr><tr><td>二酸化窒素(ppm)</td><td>0.0720</td><td>0.1～0.2以下</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質(mg/m³)</td><td>0.1120</td><td>0.20以下</td></tr><tr><td>塩化水素(ppm)</td><td>0.00718</td><td>0.02以下</td></tr></table>	予測項目	予測結果 [接地逆転層崩壊時] 最大着地濃度地点	環境基準等		二酸化硫黄(ppm)	0.0180	0.1以下	二酸化窒素(ppm)	0.0720	0.1～0.2以下	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.1120	0.20以下	塩化水素(ppm)	0.00718	0.02以下												
調査地点		24時間交通量(台/日)																																										
	小型車	大型車	合計																																									
地点1 (一般国道46号)	18,836	1,611	20,447																																									
地点2 (一般国道46号)	21,783	1,299	23,082																																									
予測項目	予測結果 [接地逆転層崩壊時] 最大着地濃度地点	環境基準等																																										
二酸化硫黄(ppm)	0.0180	0.1以下																																										
二酸化窒素(ppm)	0.0720	0.1～0.2以下																																										
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.1120	0.20以下																																										
塩化水素(ppm)	0.00718	0.02以下																																										
■走行速度 一般国道46号における現地調査結果は、47.1～52.1km/hとなっており、地点1の西行きを除き、いずれも規制速度を超過している状況となっていた。																																												

表 9-1(3) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査																														
大気質	【前ページ参照】	【廃棄物の運搬その他の車両の運行に係る二酸化窒素等】 廃棄物運搬車両等の運行に係る二酸化窒素等は、二酸化窒素の日平均値の年間98％値が0.015ppm、浮遊粒子状物質の年間2％除外値が0.031mg/m³となり、いずれの項目も環境基準を満足するものと予測する。 ＜二酸化窒素＞ <table><tr><th colspan="2">予測地点</th><th>日平均値の年間98％値</th><th>環境基準</th></tr><tr><td rowspan="2">地点1 (一般国道46号)</td><td>北側</td><td>0.015</td><td rowspan="4">0.04以下</td></tr><tr><td>南側</td><td>0.015</td></tr><tr><td rowspan="2">地点2 (一般国道46号)</td><td>北側</td><td>0.015</td></tr><tr><td>南側</td><td>0.015</td></tr></table> ＜浮遊粒子状物質＞ <table><tr><th colspan="2">予測地点</th><th>日平均値の年間2％除外値</th><th>環境基準</th></tr><tr><td rowspan="2">地点1 (一般国道46号)</td><td>北側</td><td>0.031</td><td rowspan="4">0.10以下</td></tr><tr><td>南側</td><td>0.031</td></tr><tr><td rowspan="2">地点2 (一般国道46号)</td><td>北側</td><td>0.031</td></tr><tr><td>南側</td><td>0.031</td></tr></table>	予測地点		日平均値の年間98％値	環境基準	地点1 (一般国道46号)	北側	0.015	0.04以下	南側	0.015	地点2 (一般国道46号)	北側	0.015	南側	0.015	予測地点		日平均値の年間2％除外値	環境基準	地点1 (一般国道46号)	北側	0.031	0.10以下	南側	0.031	地点2 (一般国道46号)	北側	0.031	南側	0.031	【廃棄物の運搬その他の車両の運行に係る二酸化窒素等】 ・灰等の残さは、飛散しないよう屋根及び壁を設けた建屋内に保管し、天蓋付きの車両により搬出する。 ・中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。 ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。 ・廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。 ・当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両の運行台数を可能な限り抑制する。	【廃棄物の運搬その他の車両の運行に係る二酸化窒素等】 ■影響の回避・低減に係る評価 廃棄物運搬車両等の運行に係る影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 ■基準又は目標との整合性に係る評価 廃棄物運搬車両等の運行に係る二酸化窒素等は、環境基準を満足することから、基準との整合は図られるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。
予測地点		日平均値の年間98％値	環境基準																																
地点1 (一般国道46号)	北側	0.015	0.04以下																																
	南側	0.015																																	
地点2 (一般国道46号)	北側	0.015																																	
	南側	0.015																																	
予測地点		日平均値の年間2％除外値	環境基準																																
地点1 (一般国道46号)	北側	0.031	0.10以下																																
	南側	0.031																																	
地点2 (一般国道46号)	北側	0.031																																	
	南側	0.031																																	

表 9-1(4) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査																																																																																																																																	
騒音	【環境騒音の状況】 ■等価騒音レベル（L_{Aeq}） 調査結果は、昼間が 41～55 デシベル、夜間が 39～44 デシベルとなっており、昼間夜間ともに参考として示した環境基準値（C地域）を下回っていた。 単位：デシベル <table><tr><th rowspan="3">調査地点</th><th colspan="4">等価騒音レベル（L_{Aeq}）</th></tr><tr><th colspan="2">昼間（6時～22時）</th><th colspan="2">夜間（22時～6時）</th></tr><tr><th>（参考） 環境基準</th><th></th><th>（参考） 環境基準</th><th></th></tr><tr><td>地点A</td><td>55</td><td rowspan="4">60以下</td><td>44</td><td rowspan="5">50以下</td></tr><tr><td>地点B</td><td>48</td><td>41</td></tr><tr><td>地点C</td><td>41</td><td>40</td></tr><tr><td>地点D</td><td>45</td><td>39</td></tr></table> ■時間率騒音レベル（L_{A5}, L_{A50}, L_{A95}） 騒音レベルの 90%レンジの上端値（L_{A5}）の調査結果は、朝が 41～55 デシベル、昼間が 41～59 デシベル、夕が 42～52 デシベル、夜間が 41～47 デシベルとなっていた。 単位：デシベル <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">調査地点</th><th colspan="3">時間率騒音レベル</th></tr><tr><th>L_{A5}</th><th>L_{A50}</th><th>L_{A95}</th></tr><tr><td rowspan="4">地点A</td><td>朝</td><td>55</td><td>47</td><td>43</td></tr><tr><td>昼間</td><td>59</td><td>47</td><td>44</td></tr><tr><td>夕</td><td>52</td><td>45</td><td>41</td></tr><tr><td>夜間</td><td>47</td><td>42</td><td>39</td></tr><tr><td rowspan="4">地点B</td><td>朝</td><td>52</td><td>41</td><td>38</td></tr><tr><td>昼間</td><td>51</td><td>42</td><td>39</td></tr><tr><td>夕</td><td>46</td><td>41</td><td>38</td></tr><tr><td>夜間</td><td>43</td><td>39</td><td>34</td></tr><tr><td rowspan="4">地点C</td><td>朝</td><td>41</td><td>39</td><td>37</td></tr><tr><td>昼間</td><td>41</td><td>39</td><td>37</td></tr><tr><td>夕</td><td>46</td><td>42</td><td>39</td></tr><tr><td>夜間</td><td>43</td><td>39</td><td>35</td></tr><tr><td rowspan="4">地点D</td><td>朝</td><td>45</td><td>42</td><td>40</td></tr><tr><td>昼間</td><td>45</td><td>42</td><td>39</td></tr><tr><td>夕</td><td>42</td><td>39</td><td>37</td></tr><tr><td>夜間</td><td>41</td><td>38</td><td>36</td></tr></table> 注）時間区分は「騒音規制法」に基づく特定工場の規制基準の区分（朝：6時～8時、昼間：8時～18時、夕：18時～22時、夜間：22時～6時）とした。	調査地点	等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）				昼間（6時～22時）		夜間（22時～6時）		（参考） 環境基準		（参考） 環境基準		地点A	55	60以下	44	50以下	地点B	48	41	地点C	41	40	地点D	45	39	調査地点		時間率騒音レベル			L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}	地点A	朝	55	47	43	昼間	59	47	44	夕	52	45	41	夜間	47	42	39	地点B	朝	52	41	38	昼間	51	42	39	夕	46	41	38	夜間	43	39	34	地点C	朝	41	39	37	昼間	41	39	37	夕	46	42	39	夜間	43	39	35	地点D	朝	45	42	40	昼間	45	42	39	夕	42	39	37	夜間	41	38	36	【建設機械の稼働に係る騒音】 建設機械の稼働に係る騒音レベル（L_{A5}）の最大値は、対象事業実施区域西側の敷地境界で 65 デシベルとなり、参考として示した規制基準を下回るものと予測する。 単位：デシベル <table><tr><th rowspan="3">予測地点</th><th colspan="3">予測結果</th></tr><tr><th>L_{Aeq}</th><th colspan="2">L_{A5}</th></tr><tr><th></th><th></th><th>（参考） 規制基準</th></tr><tr><td>最大レベル地点</td><td>62</td><td>65</td><td rowspan="5">85 以下</td></tr><tr><td>地点A</td><td>56</td><td>59</td></tr><tr><td>地点B</td><td>53</td><td>56</td></tr><tr><td>地点C</td><td>57</td><td>60</td></tr><tr><td>地点D</td><td>60</td><td>63</td></tr></table>	予測地点	予測結果			L_{Aeq}	L_{A5}				（参考） 規制基準	最大レベル地点	62	65	85 以下	地点A	56	59	地点B	53	56	地点C	57	60	地点D	60	63	【建設機械の稼働に係る騒音】 - 建設機械は、可能な限り低騒音型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高音の騒音を自粛させるなど、建設作業に伴う騒音を抑制する。 - 工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。 - 建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。 - 工事区域に仮囲い（高さ約 3 m）を設置することにより、区域外への騒音の伝搬を低減する。 - 工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。	【建設機械の稼働に係る騒音】 ■影響の回避・低減に係る評価 建設機械の稼働に係る騒音の影響を回避又は低減するため、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 ■基準又は目標との整合性に係る評価 建設機械の稼働に係る騒音は、規制基準を満足することから、基準との整合は図られるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。
調査地点	等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）																																																																																																																																					
	昼間（6時～22時）		夜間（22時～6時）																																																																																																																																			
	（参考） 環境基準		（参考） 環境基準																																																																																																																																			
地点A	55	60以下	44	50以下																																																																																																																																		
地点B	48		41																																																																																																																																			
地点C	41		40																																																																																																																																			
地点D	45		39																																																																																																																																			
調査地点		時間率騒音レベル																																																																																																																																				
		L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}																																																																																																																																		
地点A	朝	55	47	43																																																																																																																																		
	昼間	59	47	44																																																																																																																																		
	夕	52	45	41																																																																																																																																		
	夜間	47	42	39																																																																																																																																		
地点B	朝	52	41	38																																																																																																																																		
	昼間	51	42	39																																																																																																																																		
	夕	46	41	38																																																																																																																																		
	夜間	43	39	34																																																																																																																																		
地点C	朝	41	39	37																																																																																																																																		
	昼間	41	39	37																																																																																																																																		
	夕	46	42	39																																																																																																																																		
	夜間	43	39	35																																																																																																																																		
地点D	朝	45	42	40																																																																																																																																		
	昼間	45	42	39																																																																																																																																		
	夕	42	39	37																																																																																																																																		
	夜間	41	38	36																																																																																																																																		
予測地点	予測結果																																																																																																																																					
	L_{Aeq}	L_{A5}																																																																																																																																				
			（参考） 規制基準																																																																																																																																			
最大レベル地点	62	65	85 以下																																																																																																																																			
地点A	56	59																																																																																																																																				
地点B	53	56																																																																																																																																				
地点C	57	60																																																																																																																																				
地点D	60	63																																																																																																																																				

表 9-1(5) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査																																																																																								
騒音	【低周波音の状況】 1～80Hz の50％時間率音圧レベル（L_{50}）の調査結果は、昼間が 63～65 デシベル、夜間が 56～58 デシベル、全日が 61～63 デシベルとなっており、昼夜全日ともに参考値を下回っていた。 単位：デシベル <table><tr><th rowspan="2">調査地点</th><th colspan="4">1～80Hz の50％時間率音圧レベル（L_{50}）</th></tr><tr><th>昼間</th><th>夜間</th><th>全日</th><th>参考値</th></tr><tr><td>地点A</td><td>65</td><td>57</td><td>63</td><td rowspan="4">90 以下</td></tr><tr><td>地点B</td><td>64</td><td>58</td><td>62</td></tr><tr><td>地点C</td><td>63</td><td>58</td><td>61</td></tr><tr><td>地点D</td><td>63</td><td>56</td><td>61</td></tr></table> 注) 時間区分は「環境基本法」に基づく環境基準の区分（昼間：6時～22時、夜間：22時～6時）とした。 1～20Hz のG特性の5％時間率音圧レベル（L_{G5}）の調査結果は、昼間が 68～70 デシベル、夜間が 65～67 デシベル、全日が 67～69 デシベルとなっており、昼夜全日ともに参考値を下回っていた。 単位：デシベル <table><tr><th rowspan="2">調査地点</th><th colspan="4">1～20Hz のG特性の5％時間率音圧レベル（L_{G5}）</th></tr><tr><th>昼間</th><th>夜間</th><th>全日</th><th>参考値</th></tr><tr><td>地点A</td><td>70</td><td>66</td><td>69</td><td rowspan="4">100 以下</td></tr><tr><td>地点B</td><td>69</td><td>66</td><td>68</td></tr><tr><td>地点C</td><td>68</td><td>67</td><td>68</td></tr><tr><td>地点D</td><td>68</td><td>65</td><td>67</td></tr></table> 注) 時間区分は「環境基本法」に基づく環境基準の区分（昼間：6時～22時、夜間：22時～6時）とした。 【道路交通騒音の状況】 調査結果は、昼間で 70～72 デシベルとなっており、地点2では参考として示した環境基準値（幹線交通を担う道路に近接する空間）を超過していたものの、地点1では下回っていた。 単位：デシベル <table><tr><th rowspan="3">調査地点</th><th colspan="2">等価騒音レベル（L_{Aeq}）</th><th rowspan="3">(参考) 環境基準</th></tr><tr><th colspan="2">昼間（6時～22時）</th></tr><tr><th colspan="2"></th></tr><tr><td>地点1</td><td colspan="2">70</td><td rowspan="2">60以下</td></tr><tr><td>地点2</td><td colspan="2">72</td></tr></table>	調査地点	1～80Hz の50％時間率音圧レベル（ L_{50} ）				昼間	夜間	全日	参考値	地点A	65	57	63	90 以下	地点B	64	58	62	地点C	63	58	61	地点D	63	56	61	調査地点	1～20Hz のG特性の5％時間率音圧レベル（ L_{G5} ）				昼間	夜間	全日	参考値	地点A	70	66	69	100 以下	地点B	69	66	68	地点C	68	67	68	地点D	68	65	67	調査地点	等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）		(参考) 環境基準	昼間（6時～22時）				地点1	70		60以下	地点2	72		【資材又は機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音】 工事用車両の運行に係る騒音レベルは、昼間で 70～72 デシベルとなり、地点1は参考として示した環境基準を下回るが、地点2は環境基準を超過するものと予測する。 なお、地点2については環境基準を超過するものの、現況で既に超過しており、本事業による増加量は1 デシベル未満である。 単位：デシベル <table><tr><th colspan="2">予測地点</th><th>現況騒音 レベル</th><th>予測結果</th><th>(参考) 環境基準</th></tr><tr><td rowspan="2">地点1</td><td>昼間</td><td>70 (69.6)</td><td>70 (70.1)</td><td rowspan="2">70 以下</td></tr><tr><td>夜間</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">地点2</td><td>昼間</td><td>72 (71.6)</td><td>72 (72.1)</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>夜間</td><td></td><td></td></tr></table> 注) 時間区分は「環境基本法」に基づく環境基準の区分（昼間：6時～22時）とした。	予測地点		現況騒音 レベル	予測結果	(参考) 環境基準	地点1	昼間	70 (69.6)	70 (70.1)	70 以下	夜間			地点2	昼間	72 (71.6)	72 (72.1)		夜間			【資材又は機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音】 ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。 ・工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。 ・工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。 ・工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。	【資材又は機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音】 ■影響の回避・低減に係る評価 工事用車両の運行に係る騒音の影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 ■基準又は目標との整合性に係る評価 工事用車両の運行に係る騒音は、地点1については環境基準を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。 なお、地点2については環境基準を超過するものの、現況で既に超過しており、本事業による増加量は0.5 デシベル程度であることから、本事業の実施により沿道の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。
調査地点	1～80Hz の50％時間率音圧レベル（ L_{50} ）																																																																																												
	昼間	夜間	全日	参考値																																																																																									
地点A	65	57	63	90 以下																																																																																									
地点B	64	58	62																																																																																										
地点C	63	58	61																																																																																										
地点D	63	56	61																																																																																										
調査地点	1～20Hz のG特性の5％時間率音圧レベル（ L_{G5} ）																																																																																												
	昼間	夜間	全日	参考値																																																																																									
地点A	70	66	69	100 以下																																																																																									
地点B	69	66	68																																																																																										
地点C	68	67	68																																																																																										
地点D	68	65	67																																																																																										
調査地点	等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）		(参考) 環境基準																																																																																										
	昼間（6時～22時）																																																																																												
地点1	70		60以下																																																																																										
地点2	72																																																																																												
予測地点		現況騒音 レベル	予測結果	(参考) 環境基準																																																																																									
地点1	昼間	70 (69.6)	70 (70.1)	70 以下																																																																																									
	夜間																																																																																												
地点2	昼間	72 (71.6)	72 (72.1)																																																																																										
	夜間																																																																																												

表 9-1(6) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査																				
騒音	【地表面の状況（地表面の種類）】 対象事業実施区域内の地表面は、主に草地、樹林地、畑地となっているほか、対象事業実施区域北側には事業所が立地している。 対象事業実施区域の周囲における地表面の状況は、主に事業所や住宅、水田や畑地が広がっており、南側は零石川の河川敷となっている。 そのほか道路交通騒音を測定した一般国道 46 号沿道の地表面は、アスファルトやコンクリート等によって舗装されている状況である。 【運行道路の沿道、自動車交通量等の状況】 運行道路の沿道、自動車交通量等の状況は、「大気質」に示したとおりである。	【施設の稼働に係る騒音】 施設の稼働に係る騒音レベルの最大値は、対象事業実施区域西側の敷地境界で 42 デシベルとなり、本事業に係る公害防止基準値（自主規制値）を下回るものと予測する。 単位：デシベル <table><tr><th colspan="2">予測地点</th><th>予測結果</th><th>公害防止基準値（自主規制値）</th></tr><tr><td colspan="2">最大レベル地点</td><td>42</td><td rowspan="5">昼 間：55 以下 朝・夕：50 以下 夜 間：45 以下</td></tr><tr><td colspan="2">地点A</td><td>33</td></tr><tr><td colspan="2">地点B</td><td>33</td></tr><tr><td colspan="2">地点C</td><td>41</td></tr><tr><td colspan="2">地点D</td><td>40</td></tr></table> 注）時間区分は「騒音規制法」に基づく特定工場の規制基準の区分（朝：6 時～8 時、昼間：8 時～18 時、夕：18 時～22 時、夜間：22 時～6 時）とした。	予測地点		予測結果	公害防止基準値（自主規制値）	最大レベル地点		42	昼 間：55 以下 朝・夕：50 以下 夜 間：45 以下	地点A		33	地点B		33	地点C		41	地点D		40	【施設の稼働に係る騒音】 ・設備機器は、可能な限り低騒音型機器の採用に努める。 ・設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、騒音の低減に努める。 ・必要に応じて建屋内での吸音材の使用等、防音対策を行う。 ・ブラットホームの出入口には開閉式の自動シャッターを設け、車両の通行時以外は原則として閉鎖状態を保つことで、建屋内部の騒音の漏洩を最小限に抑える。 ・タービン発電機、空気圧縮機等の騒音が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。 ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。	【施設の稼働に係る騒音】 ■影響の回避・低減に係る評価 施設の稼働に係る騒音の影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 ■基準又は目標との整合性に係る評価 施設の稼働に係る騒音は公害防止基準値（自主規制値）を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。
		予測地点		予測結果	公害防止基準値（自主規制値）																				
最大レベル地点		42	昼 間：55 以下 朝・夕：50 以下 夜 間：45 以下																						
地点A		33																							
地点B		33																							
地点C		41																							
地点D		40																							
【廃棄物の運搬その他の車両の運行に係る騒音】 廃棄物運搬車両等の運行に係る騒音レベルは、昼間で 70～72 デシベルとなり、地点 1 は参考として示した環境基準を下回るが、地点 2 は環境基準を超過するものと予測する。 なお、地点 2 については環境基準を超過するものの、現況で既に超過しており、本事業による増加量は 1 デシベル未満である。 単位：デシベル <table><tr><th colspan="2">予測地点</th><th>現況騒音レベル</th><th>予測結果</th><th>（参考）環境基準</th></tr><tr><td>地点 1</td><td>昼間</td><td>70 (69.6)</td><td>70 (69.9)</td><td rowspan="2">70 以下</td></tr><tr><td>地点 2</td><td>昼間</td><td>72 (71.6)</td><td>72 (72.3)</td></tr></table> 注）時間区分は「環境基本法」に基づく環境基準の区分（昼間：6 時～22 時）とした。	予測地点		現況騒音レベル	予測結果	（参考）環境基準	地点 1	昼間	70 (69.6)	70 (69.9)	70 以下	地点 2	昼間	72 (71.6)	72 (72.3)	【廃棄物の運搬その他の車両の運行に係る騒音】 ・中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。 ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。 ・廃棄物運搬車両等は点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。 ・当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。	■影響の回避・低減に係る評価 廃棄物運搬車両等の運行に係る騒音の影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 ■基準又は目標との整合性に係る評価 廃棄物運搬車両等の運行に係る騒音は、地点 1 については基準又は目標とした環境基準を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。 なお、地点 2 については環境基準を超過するものの、現況で既に超過しており、本事業による増加量は 0.7 デシベル程度であることから、本事業の実施により沿道の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。									
予測地点		現況騒音レベル	予測結果	（参考）環境基準																					
地点 1	昼間	70 (69.6)	70 (69.9)	70 以下																					
地点 2	昼間	72 (71.6)	72 (72.3)																						

表 9-1(7) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査																																																																																																									
騒音	【前ページ参照】	【施設の稼働に係る低周波音】 本事業に係る低周波音防止対策としては、右記に示す内容を実施する計画である。 また、本事業で候補としている「焼却方式(ストーカ式)」、「ガス化熔融方式(シャフト炉式)」、「ガス化熔融方式(流動床式)」の各処理方式の類似施設における低周波音の状況は、いずれの施設においても本事業に係る計画施設から敷地境界までの距離を勘案した位置において、現地調査結果が「一般環境中に存在する低周波音圧レベルの参考値」90 デシベル (L_{50}) 及び「ISO 7196 に規定されたG特性低周波音圧レベルの参考値」100 デシベル (L_{G5}) を下回っており、本事業ではこれらの類似施設と同等以上の低周波音防止対策を実施する計画である。 以上のことから、本事業に係る施設の稼働に係る低周波音は、敷地境界において「一般環境中に存在する低周波音圧レベルの参考値」90 デシベル (L_{50}) 及び「ISO 7196 に規定されたG特性低周波音圧レベルの参考値」100 デシベル (L_{G5}) を下回るものと予測する。 単位：デシベル <table border="1"> <thead> <tr> <th>類似施設</th><th>調査地点</th><th>工場棟からの距離</th><th>区分</th><th>低周波音圧レベル</th><th>参考値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">類似施設①</td><td rowspan="2">地点A(北側)</td><td rowspan="2">約 15m</td><td>L_{50}</td><td>67</td><td>90</td></tr> <tr> <td>L_{G5}</td><td>69</td><td>100</td></tr> <tr> <td rowspan="2">地点B(東側)</td><td rowspan="2">約 20m</td><td>L_{50}</td><td>71</td><td>90</td></tr> <tr> <td>L_{G5}</td><td>75</td><td>100</td></tr> <tr> <td rowspan="2">地点C(南側)</td><td rowspan="2">約 16m</td><td>L_{50}</td><td>70</td><td>90</td></tr> <tr> <td>L_{G5}</td><td>74</td><td>100</td></tr> <tr> <td rowspan="2">地点D(西側)</td><td rowspan="2">約 15m</td><td>L_{50}</td><td>73</td><td>90</td></tr> <tr> <td>L_{G5}</td><td>79</td><td>100</td></tr> <tr> <td rowspan="8">類似施設②</td><td rowspan="2">地点A(北側)</td><td rowspan="2">約 15m</td><td>L_{50}</td><td>77</td><td>90</td></tr> <tr> <td>L_{G5}</td><td>81</td><td>100</td></tr> <tr> <td rowspan="2">地点B(東側)</td><td rowspan="2">約 14m</td><td>L_{50}</td><td>68</td><td>90</td></tr> <tr> <td>L_{G5}</td><td>74</td><td>100</td></tr> <tr> <td rowspan="2">地点C(南側)</td><td rowspan="2">約 13m</td><td>L_{50}</td><td>72</td><td>90</td></tr> <tr> <td>L_{G5}</td><td>78</td><td>100</td></tr> <tr> <td rowspan="2">地点D(西側)</td><td rowspan="2">約 17m</td><td>L_{50}</td><td>75</td><td>90</td></tr> <tr> <td>L_{G5}</td><td>80</td><td>100</td></tr> <tr> <td rowspan="8">類似施設③</td><td rowspan="2">地点A(北側)</td><td rowspan="2">約 15m</td><td>L_{50}</td><td>78</td><td>90</td></tr> <tr> <td>L_{G5}</td><td>82</td><td>100</td></tr> <tr> <td rowspan="2">地点B(東側)</td><td rowspan="2">約 10m</td><td>L_{50}</td><td>76</td><td>90</td></tr> <tr> <td>L_{G5}</td><td>79</td><td>100</td></tr> <tr> <td rowspan="2">地点C(南側)</td><td rowspan="2">約 13m</td><td>L_{50}</td><td>77</td><td>90</td></tr> <tr> <td>L_{G5}</td><td>79</td><td>100</td></tr> <tr> <td rowspan="2">地点D(西側)</td><td rowspan="2">約 15m</td><td>L_{50}</td><td>69</td><td>90</td></tr> <tr> <td>L_{G5}</td><td>72</td><td>100</td></tr> </tbody> </table>	類似施設	調査地点	工場棟からの距離	区分	低周波音圧レベル	参考値	類似施設①	地点A(北側)	約 15m	L_{50}	67	90	L_{G5}	69	100	地点B(東側)	約 20m	L_{50}	71	90	L_{G5}	75	100	地点C(南側)	約 16m	L_{50}	70	90	L_{G5}	74	100	地点D(西側)	約 15m	L_{50}	73	90	L_{G5}	79	100	類似施設②	地点A(北側)	約 15m	L_{50}	77	90	L_{G5}	81	100	地点B(東側)	約 14m	L_{50}	68	90	L_{G5}	74	100	地点C(南側)	約 13m	L_{50}	72	90	L_{G5}	78	100	地点D(西側)	約 17m	L_{50}	75	90	L_{G5}	80	100	類似施設③	地点A(北側)	約 15m	L_{50}	78	90	L_{G5}	82	100	地点B(東側)	約 10m	L_{50}	76	90	L_{G5}	79	100	地点C(南側)	約 13m	L_{50}	77	90	L_{G5}	79	100	地点D(西側)	約 15m	L_{50}	69	90	L_{G5}	72	100	【施設の稼働に係る低周波音】 ・設備機器は、可能な限り低騒音型、低振動型機器の採用に努める。 ・設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、低周波音の低減に努める。 ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。 ・タービン発電機、空気圧縮機等の低周波音が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。	【施設の稼働に係る低周波音】 ■影響の回避・低減に係る評価 施設の稼働に係る低周波音の影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 ■基準又は目標との整合性に係る評価 施設の稼働に係る低周波音は、いずれの処理方式においても類似施設と同様に参考値を下回るものと予測することから、基準又は目標とした参考値を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。	事後調査 予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。
類似施設	調査地点	工場棟からの距離	区分	低周波音圧レベル	参考値																																																																																																									
類似施設①	地点A(北側)	約 15m	L_{50}	67	90																																																																																																									
			L_{G5}	69	100																																																																																																									
	地点B(東側)	約 20m	L_{50}	71	90																																																																																																									
			L_{G5}	75	100																																																																																																									
	地点C(南側)	約 16m	L_{50}	70	90																																																																																																									
			L_{G5}	74	100																																																																																																									
	地点D(西側)	約 15m	L_{50}	73	90																																																																																																									
			L_{G5}	79	100																																																																																																									
類似施設②	地点A(北側)	約 15m	L_{50}	77	90																																																																																																									
			L_{G5}	81	100																																																																																																									
	地点B(東側)	約 14m	L_{50}	68	90																																																																																																									
			L_{G5}	74	100																																																																																																									
	地点C(南側)	約 13m	L_{50}	72	90																																																																																																									
			L_{G5}	78	100																																																																																																									
	地点D(西側)	約 17m	L_{50}	75	90																																																																																																									
			L_{G5}	80	100																																																																																																									
類似施設③	地点A(北側)	約 15m	L_{50}	78	90																																																																																																									
			L_{G5}	82	100																																																																																																									
	地点B(東側)	約 10m	L_{50}	76	90																																																																																																									
			L_{G5}	79	100																																																																																																									
	地点C(南側)	約 13m	L_{50}	77	90																																																																																																									
			L_{G5}	79	100																																																																																																									
	地点D(西側)	約 15m	L_{50}	69	90																																																																																																									
			L_{G5}	72	100																																																																																																									

表 9-1(8) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査																																																												
振動	【環境振動の状況】 振動レベルの80％レンジの上端値（L ₁₀ ）は、昼間が25未満～25デシベル、夜間が25デシベル未満となっており、昼間夜間ともに振動感覚閾値（人が振動を感じ始めるとされる値：55デシベル）を下回っていた。 単位：デシベル <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">調査地点</th><th colspan="3">時間率騒音レベル</th><th rowspan="2">(参考) 振動 感覚 閾値</th></tr><tr><th>L₁₀</th><th>L₅₀</th><th>L₉₀</th></tr><tr><td rowspan="2">地点A</td><td>昼間</td><td>25</td><td>25 未満</td><td>25 未満</td><td rowspan="8">55</td></tr><tr><td>夜間</td><td>25 未満</td><td>25 未満</td><td>25 未満</td></tr><tr><td rowspan="2">地点B</td><td>昼間</td><td>25</td><td>25 未満</td><td>25 未満</td></tr><tr><td>夜間</td><td>25 未満</td><td>25 未満</td><td>25 未満</td></tr><tr><td rowspan="2">地点C</td><td>昼間</td><td>25 未満</td><td>25 未満</td><td>25 未満</td></tr><tr><td>夜間</td><td>25 未満</td><td>25 未満</td><td>25 未満</td></tr><tr><td rowspan="2">地点D</td><td>昼間</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td></tr><tr><td>夜間</td><td>25 未満</td><td>25 未満</td><td>25 未満</td></tr></table> 注1）時間区分は「振動規制法」に基づく規制基準の区分（昼間：7時～20時、夜間：20時～7時）とした。 注2）振動レベル計の測定下限値は25デシベルであるため、25デシベル未満の数値は「25 未満」と記載した。	調査地点		時間率騒音レベル			(参考) 振動 感覚 閾値	L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀	地点A	昼間	25	25 未満	25 未満	55	夜間	25 未満	25 未満	25 未満	地点B	昼間	25	25 未満	25 未満	夜間	25 未満	25 未満	25 未満	地点C	昼間	25 未満	25 未満	25 未満	夜間	25 未満	25 未満	25 未満	地点D	昼間	25	25	25	夜間	25 未満	25 未満	25 未満	【建設機械の稼働に係る振動】 建設機械の稼働に係る振動レベルの最大値は、対象事業実施区域東側の敷地境界で63デシベルとなり、参考として示した規制基準を下回るものと予測する。 単位：デシベル <table><tr><th>予測地点</th><th>予測結果</th><th>(参考) 規制基準</th></tr><tr><td>最大レベル地点</td><td>63</td><td rowspan="5">75 以下</td></tr><tr><td>地点A</td><td>55</td></tr><tr><td>地点B</td><td>50</td></tr><tr><td>地点C</td><td>58</td></tr><tr><td>地点D</td><td>57</td></tr></table>	予測地点	予測結果	(参考) 規制基準	最大レベル地点	63	75 以下	地点A	55	地点B	50	地点C	58	地点D	57	【建設機械の稼働に係る振動】 ・建設機械は、可能な限り低振動型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う振動を抑制する。 ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。 ・建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。 ・工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。	【建設機械の稼働に係る振動】 ■影響の回避・低減に係る評価 建設機械の稼働に係る振動の影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 ■基準又は目標との整合性に係る評価 建設機械の稼働に係る振動は規制基準を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。
	調査地点			時間率騒音レベル				(参考) 振動 感覚 閾値																																																									
			L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀																																																												
	地点A	昼間	25	25 未満	25 未満	55																																																											
		夜間	25 未満	25 未満	25 未満																																																												
	地点B	昼間	25	25 未満	25 未満																																																												
		夜間	25 未満	25 未満	25 未満																																																												
	地点C	昼間	25 未満	25 未満	25 未満																																																												
		夜間	25 未満	25 未満	25 未満																																																												
	地点D	昼間	25	25	25																																																												
夜間		25 未満	25 未満	25 未満																																																													
予測地点	予測結果	(参考) 規制基準																																																															
最大レベル地点	63	75 以下																																																															
地点A	55																																																																
地点B	50																																																																
地点C	58																																																																
地点D	57																																																																
【道路交通振動の状況】 振動レベルの80％レンジの上端値（L ₁₀ ）は、昼間が39～43デシベル、夜間が28～36デシベルであり、参考として示した要請限度を下回っていた。 単位：デシベル <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">調査地点</th><th colspan="3">時間率騒音レベル</th><th rowspan="2">(参考) 要請限度</th></tr><tr><th>L₁₀</th><th>L₅₀</th><th>L₉₀</th></tr><tr><td rowspan="2">地点1</td><td>昼間</td><td>39</td><td>70 以下</td><td>27</td><td>25 未満</td></tr><tr><td>夜間</td><td>28</td><td>65 以下</td><td>25 未満</td><td>25 未満</td></tr><tr><td rowspan="2">地点2</td><td>昼間</td><td>43</td><td>70 以下</td><td>33</td><td>25</td></tr><tr><td>夜間</td><td>36</td><td>65 以下</td><td>26</td><td>25 未満</td></tr></table> 注1）時間区分は「振動規制法」に基づく要請限度の区分（昼間：7時～20時、夜間：20時～7時）とした。 注2）振動レベル計の測定下限値は25デシベルであるため、25デシベル未満の数値は「25 未満」と記載した。	調査地点		時間率騒音レベル			(参考) 要請限度	L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀	地点1	昼間	39	70 以下	27	25 未満	夜間	28	65 以下	25 未満	25 未満	地点2	昼間	43	70 以下	33	25	夜間	36	65 以下	26	25 未満	【資材又は機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動】 工事用車両の運行に係る振動レベルは、昼間で42～45デシベルとなり、参考として示した要請限度を下回るものと予測する。 単位：デシベル <table><tr><th colspan="2">予測地点</th><th>現況振動 レベル</th><th>予測結果</th><th>(参考) 要請限度</th></tr><tr><td rowspan="2">地点1</td><td>昼間</td><td>41 (41.4)</td><td>42 (42.0)</td><td rowspan="2">70 以下</td></tr><tr><td>夜間</td><td>44 (43.9)</td><td>45 (44.6)</td></tr></table> 注) 時間区分は「振動規制法」に基づく要請限度の区分（昼間：7時～20時）とした。	予測地点		現況振動 レベル	予測結果	(参考) 要請限度	地点1	昼間	41 (41.4)	42 (42.0)	70 以下	夜間	44 (43.9)	45 (44.6)	【資材又は機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動】 ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。 ・工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。 ・工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。 ・工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。	【資材又は機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動】 ■影響の回避・低減に係る評価 工事用車両の運行に係る振動の影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 ■基準又は目標との整合性に係る評価 工事用車両の運行に係る振動は要請限度を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。																		
調査地点			時間率騒音レベル				(参考) 要請限度																																																										
		L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀																																																													
地点1	昼間	39	70 以下	27	25 未満																																																												
	夜間	28	65 以下	25 未満	25 未満																																																												
地点2	昼間	43	70 以下	33	25																																																												
	夜間	36	65 以下	26	25 未満																																																												
予測地点		現況振動 レベル	予測結果	(参考) 要請限度																																																													
地点1	昼間	41 (41.4)	42 (42.0)	70 以下																																																													
	夜間	44 (43.9)	45 (44.6)																																																														

表 9-1 (9) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査																							
振動	【地盤の状況】 対象事業実施区域は谷底平野及び氾濫平野が大部分を占めており、一部に砂礫段丘Ⅲがみられる。また、対象事業実施区域の周囲は砂礫段丘Ⅱ及び砂礫段丘Ⅲが広がっており、対象事業実施区域南側の雫石川沿いは河原となっているほか、崖もみられる。対象事業実施区域北西側から南西側にかけては、中起伏山地となっており、対象事業実施区域北側の市街地は、大山灰砂台地及び谷底平野及び氾濫平野が混在した地形となっている。 また、調査地点における地盤卓越振動数（最大値を示す中心周波数の平均値）は、地点1で21.5Hz、地点2で28.7Hzであり、軟弱地盤の目安とされる15Hz以上となっていた。 単位：Hz <table><tr><th>調査地点</th><th>最大値が最も多い 中心周波数</th><th>最大値を示す 中心周波数の平均値</th></tr><tr><td>地点1</td><td>20</td><td>21.5</td></tr><tr><td>地点2</td><td>25</td><td>28.7</td></tr></table> 【運行道路の沿道、自動車交通量等の状況】 運行道路の沿道、自動車交通量等の状況は、「大気質」に示したとおりである。	調査地点	最大値が最も多い 中心周波数	最大値を示す 中心周波数の平均値	地点1	20	21.5	地点2	25	28.7	【施設の稼働に係る振動】 施設の稼働に係る振動レベルの最大値は、対象事業実施区域西側の敷地境界で53デシベルとなり、本事業に係る公害防止基準値（自主規制値）を下回るものと予測する。 単位：デシベル <table><tr><th>予測地点</th><th>予測結果</th><th>公害防止基準値 (自主規制値)</th></tr><tr><td>最大レベル地点</td><td>53</td><td rowspan="5">昼 間：60 以下 夜 間：55 以下</td></tr><tr><td>地点A</td><td>36</td></tr><tr><td>地点B</td><td>40</td></tr><tr><td>地点C</td><td>50</td></tr><tr><td>地点D</td><td>51</td></tr></table> 注) 時間区分は「振動規制法」に基づく規制基準の区分（昼間：7時～20時、夜間：20時～7時）とした。	予測地点	予測結果	公害防止基準値 (自主規制値)	最大レベル地点	53	昼 間：60 以下 夜 間：55 以下	地点A	36	地点B	40	地点C	50	地点D	51	【施設の稼働に係る振動】 ・設備機器は、可能な限り低振動型機器の採用に努める。 ・設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、振動の低減に努める。 ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。 ・タービン発電機、空気圧縮機等の振動が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。	【施設の稼働に係る振動】 ■影響の回避・低減に係る評価 施設の稼働に係る振動の影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 ■基準又は目標との整合性に係る評価 施設の稼働に係る振動は公害防止基準値（自主規制値）を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。
	調査地点	最大値が最も多い 中心周波数	最大値を示す 中心周波数の平均値																									
地点1	20	21.5																										
地点2	25	28.7																										
予測地点	予測結果	公害防止基準値 (自主規制値)																										
最大レベル地点	53	昼 間：60 以下 夜 間：55 以下																										
地点A	36																											
地点B	40																											
地点C	50																											
地点D	51																											
	【廃棄物の運搬その他の車両の運行に係る振動】 廃棄物運搬車両等の運行に係る振動レベルは、昼間で42～45デシベルとなり、参考として示した要請限度を下回るものと予測する。 単位：デシベル <table><tr><th colspan="2">予測地点</th><th>現況振動 レベル</th><th>予測結果</th><th>(参考) 要請限度</th></tr><tr><td rowspan="2">地点1</td><td>昼間</td><td>41 (41.4)</td><td>42 (41.8)</td><td rowspan="2">70 以下</td></tr><tr><td>夜間</td><td>44 (43.9)</td><td>45 (45.2)</td></tr></table> 注) 時間区分は「振動規制法」に基づく要請限度の区分（昼間：7時～20時）とした。	予測地点		現況振動 レベル	予測結果	(参考) 要請限度	地点1	昼間	41 (41.4)	42 (41.8)	70 以下	夜間	44 (43.9)	45 (45.2)	【廃棄物の運搬その他の車両の運行に係る振動】 ・中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。 ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。 ・廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。 ・当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。	【廃棄物の運搬その他の車両の運行に係る振動】 ■影響の回避・低減に係る評価 廃棄物運搬車両等の運行に係る振動の影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 ■基準又は目標との整合性に係る評価 廃棄物運搬車両等の運行に係る振動は要請限度を満足するため、基準との整合は図られるものと評価する。												
予測地点		現況振動 レベル	予測結果	(参考) 要請限度																								
地点1	昼間	41 (41.4)	42 (41.8)	70 以下																								
	夜間	44 (43.9)	45 (45.2)																									

表 9-1(10) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査																																																																																															
悪臭	【悪臭の状況】 特定悪臭物質濃度は、一部を除き、いずれの項目も定量下限値未満となっており、臭気指数は、いずれの地点も 10 未満であった。 対象事業実施区域は市街化調整区域となっていることから、悪臭防止法に係る特定悪臭物質の規制基準は適用されないものの、全ての項目で参考として示した規制基準を満足していた。	【施設の稼働（煙突排出ガス）に係る悪臭】 施設の稼働（煙突排出ガス）に係る悪臭は、最大着地濃度地点を含めいずれの地点においても全ての気象条件において、アンモニアが 0.1ppm 未満、臭気指数が 10 未満となり、本事業に係る公害防止基準値（自主規制値）を下回るものと予測する。	【施設の稼働（煙突排出ガス）に係る悪臭】 ・法令、県条例等を踏まえて設定した公害防止基準値を遵守する。 ・高温燃焼により廃棄物に含まれる臭気物質を熱分解により除去する。 ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。 ・今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。	【施設の稼働（煙突排出ガス）に係る悪臭】 ■影響の回避・低減に係る評価 施設の稼働（煙突排出ガス）に係る影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 ■基準又は目標との整合性に係る評価 施設の稼働（煙突排出ガス）に係る悪臭は、本事業に係る公害防止基準値（自主規制値）を下回るため、基準との整合は図られるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。																																																																																															
	<table><tr><th>調査項目</th><th>単位</th><th>調査結果</th></tr><tr><td>アンモニア</td><td>ppm</td><td>0.1未満～0.1</td></tr><tr><td>メチルメルカプタン</td><td>ppm</td><td>0.0002未満</td></tr><tr><td>硫化水素</td><td>ppm</td><td>0.002未満</td></tr><tr><td>硫化メチル</td><td>ppm</td><td>0.001未満</td></tr><tr><td>二硫化メチル</td><td>ppm</td><td>0.0009未満</td></tr><tr><td>トリメチルアミン</td><td>ppm</td><td>0.0005未満</td></tr><tr><td>アセトアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.005未満</td></tr><tr><td>プロピオンアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.005未満</td></tr><tr><td>ノルマルブチルアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.0009未満</td></tr><tr><td>イソブチルアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.002未満</td></tr><tr><td>ノルマルパレルアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.0009未満</td></tr><tr><td>イソパレルアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.0003未満</td></tr><tr><td>イソブタノール</td><td>ppm</td><td>0.01未満</td></tr><tr><td>酢酸エチル</td><td>ppm</td><td>0.01未満</td></tr><tr><td>メチルイソブチルケトン</td><td>ppm</td><td>0.01未満</td></tr><tr><td>トルエン</td><td>ppm</td><td>0.01未満</td></tr><tr><td>スチレン</td><td>ppm</td><td>0.01未満</td></tr><tr><td>キシレン</td><td>ppm</td><td>0.01未満</td></tr><tr><td>プロピオン酸</td><td>ppm</td><td>0.003未満</td></tr><tr><td>ノルマル酪酸</td><td>ppm</td><td>0.0001未満</td></tr><tr><td>ノルマル吉草酸</td><td>ppm</td><td>0.00009未満</td></tr><tr><td>イソ吉草酸</td><td>ppm</td><td>0.0001未満～0.0003</td></tr><tr><td>臭気指数</td><td>—</td><td>10未満</td></tr></table>	調査項目	単位	調査結果	アンモニア	ppm	0.1未満～0.1	メチルメルカプタン	ppm	0.0002未満	硫化水素	ppm	0.002未満	硫化メチル	ppm	0.001未満	二硫化メチル	ppm	0.0009未満	トリメチルアミン	ppm	0.0005未満	アセトアルデヒド	ppm	0.005未満	プロピオンアルデヒド	ppm	0.005未満	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0009未満	イソブチルアルデヒド	ppm	0.002未満	ノルマルパレルアルデヒド	ppm	0.0009未満	イソパレルアルデヒド	ppm	0.0003未満	イソブタノール	ppm	0.01未満	酢酸エチル	ppm	0.01未満	メチルイソブチルケトン	ppm	0.01未満	トルエン	ppm	0.01未満	スチレン	ppm	0.01未満	キシレン	ppm	0.01未満	プロピオン酸	ppm	0.003未満	ノルマル酪酸	ppm	0.0001未満	ノルマル吉草酸	ppm	0.00009未満	イソ吉草酸	ppm	0.0001未満～0.0003	臭気指数	—	10未満	<table><tr><th rowspan="2">気象条件</th><th colspan="2">予測結果 ＜最大着地濃度地点＞</th></tr><tr><th>アンモニア (ppm)</th><th>臭気指数</th></tr><tr><td>大気安定度不安定時</td><td>0.1未満</td><td>10未満</td></tr><tr><td>上層気温逆転時</td><td>0.1未満</td><td>10未満</td></tr><tr><td>接地逆転層崩壊時</td><td>0.1未満</td><td>10未満</td></tr><tr><td>ダウンウォッシュ時</td><td>0.1未満</td><td>10未満</td></tr><tr><td>ダウンドラフト時</td><td>0.1未満</td><td>10未満</td></tr><tr><td>公害防止基準値</td><td>1</td><td>10</td></tr></table>	気象条件	予測結果 ＜最大着地濃度地点＞		アンモニア (ppm)	臭気指数	大気安定度不安定時	0.1未満	10未満	上層気温逆転時	0.1未満	10未満	接地逆転層崩壊時	0.1未満	10未満	ダウンウォッシュ時	0.1未満	10未満	ダウンドラフト時	0.1未満	10未満	公害防止基準値	1	10			
	調査項目	単位	調査結果																																																																																																	
	アンモニア	ppm	0.1未満～0.1																																																																																																	
	メチルメルカプタン	ppm	0.0002未満																																																																																																	
	硫化水素	ppm	0.002未満																																																																																																	
	硫化メチル	ppm	0.001未満																																																																																																	
	二硫化メチル	ppm	0.0009未満																																																																																																	
	トリメチルアミン	ppm	0.0005未満																																																																																																	
	アセトアルデヒド	ppm	0.005未満																																																																																																	
プロピオンアルデヒド	ppm	0.005未満																																																																																																		
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0009未満																																																																																																		
イソブチルアルデヒド	ppm	0.002未満																																																																																																		
ノルマルパレルアルデヒド	ppm	0.0009未満																																																																																																		
イソパレルアルデヒド	ppm	0.0003未満																																																																																																		
イソブタノール	ppm	0.01未満																																																																																																		
酢酸エチル	ppm	0.01未満																																																																																																		
メチルイソブチルケトン	ppm	0.01未満																																																																																																		
トルエン	ppm	0.01未満																																																																																																		
スチレン	ppm	0.01未満																																																																																																		
キシレン	ppm	0.01未満																																																																																																		
プロピオン酸	ppm	0.003未満																																																																																																		
ノルマル酪酸	ppm	0.0001未満																																																																																																		
ノルマル吉草酸	ppm	0.00009未満																																																																																																		
イソ吉草酸	ppm	0.0001未満～0.0003																																																																																																		
臭気指数	—	10未満																																																																																																		
気象条件	予測結果 ＜最大着地濃度地点＞																																																																																																			
	アンモニア (ppm)	臭気指数																																																																																																		
大気安定度不安定時	0.1未満	10未満																																																																																																		
上層気温逆転時	0.1未満	10未満																																																																																																		
接地逆転層崩壊時	0.1未満	10未満																																																																																																		
ダウンウォッシュ時	0.1未満	10未満																																																																																																		
ダウンドラフト時	0.1未満	10未満																																																																																																		
公害防止基準値	1	10																																																																																																		
	【気象の状況】 冬季では東南東、夏季では南東の風向となっており、いずれの調査時点も地点Aが風下側、地点Bが風上側となっていた。																																																																																																			
	<table><tr><th>調査項目</th><th>単位</th><th>冬季</th><th>夏季</th></tr><tr><td>天 候</td><td>—</td><td>曇・雪</td><td>曇</td></tr><tr><td>風 向</td><td>—</td><td>東南東</td><td>南東</td></tr><tr><td>風 速</td><td>m/s</td><td>1.0 未満</td><td>1.0 未満</td></tr><tr><td>気 温</td><td>℃</td><td>-6.5</td><td>24.7</td></tr><tr><td>湿 度</td><td>%</td><td>75</td><td>90</td></tr></table>	調査項目	単位	冬季	夏季	天 候	—	曇・雪	曇	風 向	—	東南東	南東	風 速	m/s	1.0 未満	1.0 未満	気 温	℃	-6.5	24.7	湿 度	%	75	90																																																																											
調査項目	単位	冬季	夏季																																																																																																	
天 候	—	曇・雪	曇																																																																																																	
風 向	—	東南東	南東																																																																																																	
風 速	m/s	1.0 未満	1.0 未満																																																																																																	
気 温	℃	-6.5	24.7																																																																																																	
湿 度	%	75	90																																																																																																	

表 9-1(11) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査																																																																																																
悪臭	【前ページ参照】	【施設の稼働（施設からの漏洩）に係る悪臭】 本事業に係る悪臭防止対策としては、右記に示す内容を実施する計画である。 また、本事業で候補としている「焼却方式（ストーカ式）」、「ガス化熔融方式（シャフト炉式）」、「ガス化熔融方式（流動床式）」の各処理方式の類似施設における悪臭の状況は、いずれの施設においても本事業に係る計画施設から敷地境界までの距離を勘案した位置において、現地調査結果が悪臭防止法の規制基準等を満足しており、本事業ではこれらの類似施設と同等以上の悪臭防止対策を実施する計画である。 以上のことから、本事業に係る施設の稼働（施設からの漏洩）に係る悪臭は、敷地境界において特定悪臭物質濃度及び臭気指数が本事業に係る公害防止基準値（自主規制値）を下回るものと予測する。 <table><tr><th>調査項目</th><th>単位</th><th>類似施設の調査結果</th><th>基準値</th></tr><tr><td>アンモニア</td><td>ppm</td><td>0.1未満～0.8</td><td>1</td></tr><tr><td>メチルメルカプタン</td><td>ppm</td><td>0.0002未満</td><td>0.002</td></tr><tr><td>硫化水素</td><td>ppm</td><td>0.002未満</td><td>0.02</td></tr><tr><td>硫化メチル</td><td>ppm</td><td>0.001未満</td><td>0.01</td></tr><tr><td>二硫化メチル</td><td>ppm</td><td>0.0009未満</td><td>0.009</td></tr><tr><td>トリメチルアミン</td><td>ppm</td><td>0.0005未満</td><td>0.005</td></tr><tr><td>アセトアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.005未満</td><td>0.05</td></tr><tr><td>プロピオンアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.005未満</td><td>0.05</td></tr><tr><td>ノルマルブチルアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.0009未満</td><td>0.009</td></tr><tr><td>イソブチルアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.002未満</td><td>0.02</td></tr><tr><td>ノルマルバレールアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.0009未満</td><td>0.009</td></tr><tr><td>イソバレールアルデヒド</td><td>ppm</td><td>0.0003未満</td><td>0.003</td></tr><tr><td>イソブタノール</td><td>ppm</td><td>0.01未満</td><td>0.9</td></tr><tr><td>酢酸エチル</td><td>ppm</td><td>0.01未満</td><td>3</td></tr><tr><td>メチルイソブチルケトン</td><td>ppm</td><td>0.01未満</td><td>1</td></tr><tr><td>トルエン</td><td>ppm</td><td>0.01未満</td><td>10</td></tr><tr><td>スチレン</td><td>ppm</td><td>0.01未満</td><td>0.4</td></tr><tr><td>キシレン</td><td>ppm</td><td>0.01未満</td><td>1</td></tr><tr><td>プロピオン酸</td><td>ppm</td><td>0.003未満</td><td>0.03</td></tr><tr><td>ノルマル酪酸</td><td>ppm</td><td>0.0001未満～0.0005</td><td>0.001</td></tr><tr><td>ノルマル吉草酸</td><td>ppm</td><td>0.00009未満～0.00015</td><td>0.0009</td></tr><tr><td>イソ吉草酸</td><td>ppm</td><td>0.0001未満～0.0003</td><td>0.001</td></tr><tr><td>臭気指数</td><td>—</td><td>10未満</td><td>10</td></tr></table>	調査項目	単位	類似施設の調査結果	基準値	アンモニア	ppm	0.1未満～0.8	1	メチルメルカプタン	ppm	0.0002未満	0.002	硫化水素	ppm	0.002未満	0.02	硫化メチル	ppm	0.001未満	0.01	二硫化メチル	ppm	0.0009未満	0.009	トリメチルアミン	ppm	0.0005未満	0.005	アセトアルデヒド	ppm	0.005未満	0.05	プロピオンアルデヒド	ppm	0.005未満	0.05	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0009未満	0.009	イソブチルアルデヒド	ppm	0.002未満	0.02	ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.0009未満	0.009	イソバレールアルデヒド	ppm	0.0003未満	0.003	イソブタノール	ppm	0.01未満	0.9	酢酸エチル	ppm	0.01未満	3	メチルイソブチルケトン	ppm	0.01未満	1	トルエン	ppm	0.01未満	10	スチレン	ppm	0.01未満	0.4	キシレン	ppm	0.01未満	1	プロピオン酸	ppm	0.003未満	0.03	ノルマル酪酸	ppm	0.0001未満～0.0005	0.001	ノルマル吉草酸	ppm	0.00009未満～0.00015	0.0009	イソ吉草酸	ppm	0.0001未満～0.0003	0.001	臭気指数	—	10未満	10	【施設の稼働（施設からの漏洩）に係る悪臭】 - 法令、県条例等を踏まえて設定した公害防止基準値を遵守する。 - 廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の拡散を防止する。 - 廃棄物運搬車両等が出入するプラットフォームの出入口扉は、常時開放しない運営とし、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。 - ごみピットは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止するとともに、ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。 - ごみピットの投入口の扉は密閉性に優れた扉とする。 - プラットフォームを適宜洗浄する。 - 廃棄物運搬車両用の洗車場を設置する。 - 休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう、ピット内の空気を脱臭装置により吸引し、脱臭を行うほか、ごみピット、プラットフォームには、休炉時等必要に応じて消臭剤を噴霧する。 - 設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。 - 今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。	【施設の稼働（施設からの漏洩）に係る悪臭】 ■影響の回避・低減に係る評価 施設の稼働（施設からの漏洩）に係る影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 ■基準又は目標との整合性に係る評価 施設の稼働（施設からの漏洩）に係る悪臭は、本事業に係る公害防止基準値（自主規制値）を下回るものと予測するため、基準との整合は図られるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。
調査項目	単位	類似施設の調査結果	基準値																																																																																																		
アンモニア	ppm	0.1未満～0.8	1																																																																																																		
メチルメルカプタン	ppm	0.0002未満	0.002																																																																																																		
硫化水素	ppm	0.002未満	0.02																																																																																																		
硫化メチル	ppm	0.001未満	0.01																																																																																																		
二硫化メチル	ppm	0.0009未満	0.009																																																																																																		
トリメチルアミン	ppm	0.0005未満	0.005																																																																																																		
アセトアルデヒド	ppm	0.005未満	0.05																																																																																																		
プロピオンアルデヒド	ppm	0.005未満	0.05																																																																																																		
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0009未満	0.009																																																																																																		
イソブチルアルデヒド	ppm	0.002未満	0.02																																																																																																		
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.0009未満	0.009																																																																																																		
イソバレールアルデヒド	ppm	0.0003未満	0.003																																																																																																		
イソブタノール	ppm	0.01未満	0.9																																																																																																		
酢酸エチル	ppm	0.01未満	3																																																																																																		
メチルイソブチルケトン	ppm	0.01未満	1																																																																																																		
トルエン	ppm	0.01未満	10																																																																																																		
スチレン	ppm	0.01未満	0.4																																																																																																		
キシレン	ppm	0.01未満	1																																																																																																		
プロピオン酸	ppm	0.003未満	0.03																																																																																																		
ノルマル酪酸	ppm	0.0001未満～0.0005	0.001																																																																																																		
ノルマル吉草酸	ppm	0.00009未満～0.00015	0.0009																																																																																																		
イソ吉草酸	ppm	0.0001未満～0.0003	0.001																																																																																																		
臭気指数	—	10未満	10																																																																																																		

表 9-1(12) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査																		
水質	【浮遊物質量及び流量の状況】 調査地点とした新川は、「環境基本法」に係る環境基準の類型指定はされていないものの、参考として新川と下流で合流する諸葛川における環境基準（[A 類型] 浮遊物質量：25mg/L 以下）と比較すると、浮遊物質量の測定結果は、3～160mg/L となっており、いずれの地点もピーク時には環境基準値を上回る状況となっていた。 また、調査当日の降雨時における新川の流量は 0.023～1.01m ³ /s となっており、調査当日の最大時間降水量は 10mm/h となっていた。 なお、対象事業実施区域からの排水が流入する調査地点 1 の水路については、調査当日の降雨時において、水の流れを確認することができなかったほか、他の環境要素に係る約 1 年間の現地調査期間中においても水が流れている様子が確認されない状況であった。	【工事の実施（造成等の工事による一時的な影響）に係る水の濁り】 本事業の工事計画では、造成工事等が予定されており、工事の実施に伴う土砂の掘削や裸地の出現等により降雨時の濁水の発生が考えられる。このため、本事業では、濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行で整備のうえ、一時的に雨水を貯留し、調整池に貯留した雨水は、土砂を沈殿させた後に、場外に排水する計画である。 さらに、降雨時の工事を極力避けることにより、濁水の発生を軽減するとともに、台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わないほか、雨水排水溝、集水桝、調整池に堆積した土砂などは速やかに除去する等の対策を講じる。 なお、対象事業実施区域からの排水が流入する現地調査地点 1 の水路については、現地調査当日の降雨時においても水の流れを確認することができなかったほか、他の環境要素に係る約 1 年間の現地調査期間中においても当該水路に水が流れている様子が確認されない状況であった。 以上のことから、本事業における工事の実施（造成等の工事による一時的な影響）に係る水の濁りの影響については、公共用水域の水質の変化は小さいものと予測する。	【工事の実施（造成等の工事による一時的な影響）に係る水の濁り】 ・濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制する。 ・降雨時の工事を極力避けることにより、濁水の発生を軽減するとともに、台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わない。 ・雨水排水溝、集水桝、調整池に堆積した土砂などは速やかに除去する。 ・仮排水や濁水の発生が極力抑制されるような工法の採用に努める。 ・雨水、濁水に対して、必要に応じて排水処理設備の設置や土砂流出防止措置などの対策を行う。	【工事の実施（造成等の工事による一時的な影響）に係る水の濁り】 ■影響の回避・低減に係る評価 工事の実施（造成等の工事による一時的な影響）に係る影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。																		
	<table><tr><th rowspan="2">調査項目</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">調査結果</th></tr><tr><th>地点 2</th><th>地点 3</th></tr><tr><td>水素イオン濃度</td><td>—</td><td>6.7～7.3</td><td>6.8～7.4</td></tr><tr><td>浮遊物質量</td><td>mg/L</td><td>3～100</td><td>5～160</td></tr><tr><td>流量</td><td>m³/s</td><td>0.023～0.389</td><td>0.026～1.01</td></tr></table>	調査項目	単位	調査結果		地点 2	地点 3	水素イオン濃度	—	6.7～7.3	6.8～7.4	浮遊物質量	mg/L	3～100	5～160	流量	m ³ /s	0.023～0.389	0.026～1.01				
	調査項目			単位	調査結果																		
		地点 2	地点 3																				
	水素イオン濃度	—	6.7～7.3	6.8～7.4																			
	浮遊物質量	mg/L	3～100	5～160																			
	流量	m ³ /s	0.023～0.389	0.026～1.01																			
	【気象の状況】	<table><tr><th rowspan="2">調査日</th><th rowspan="2">調査地点</th><th colspan="2">調査結果</th></tr><tr><th>日降水量</th><th>時間最大降水量</th></tr><tr><td>R7.9.18</td><td>盛岡地方気象台</td><td>25mm/日</td><td>10mm/h</td></tr></table>	調査日	調査地点	調査結果		日降水量	時間最大降水量	R7.9.18	盛岡地方気象台	25mm/日	10mm/h											
	調査日	調査地点			調査結果																		
			日降水量	時間最大降水量																			
R7.9.18	盛岡地方気象台	25mm/日	10mm/h																				
【土質の状況】 対象事業実施区域内の地質は、地表から表土・埋め土等（土質：礫混じり粘土・粘土、礫混じり砂）、自然堤防を構成する沖積層（土質：玉石混じり砂礫、礫混じり粘土）がほぼ水平に分布している。 対象事業実施区域内の土壌の粒度組成は、粒径 0.075mm 以下のシルト分や粘土分が 45.5%となっている。 また、沈降試験結果によると浮遊物質量は、経過時間 1 分で初期値の約 55%に減少し、約 24 時間で初期値の 10%以下に減少する結果となっている。																							

表 9-1(13) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査
その他（日照 障害）	【土地利用及び地形の状況】 保全対象となる住居等は、対象事業実施区域の北西側及び北東側に主に立地している。 対象事業実施区域内は、一部の事業所のほか、鉄塔などの日影が生じる工作物等が存在しているものの、大部分は雑草地等となっており、著しい日影を生じさせるような土地利用や地形とはなっていない。	【事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る日照障害】 時刻別日影図では、煙突の日影の位置は時刻とともに移動し、一部、住居等に日影がかかる時間がみられるものの、等時間日影図をみると1時間以上の日影となる範囲は対象事業実施区域近傍になり、住居等は存在しないものと予測する。 また、対象事業実施区域は市街化調整区域となっていることから、用途地域指定のない区域における「建築基準法」及び「岩手県建築基準法施行条例」に基づく日影規制（敷地境界線からの水平距離が5～10m以内で5時間を超えないこと、10m以上で3時間を超えないこと）が適用される。 本事業の計画施設に係る等時間日影は、「建築基準法」及び「岩手県建築基準法施行条例」に基づく日影規制（敷地境界線からの水平距離が5～10m以内で5時間を超えないこと、10m以上で3時間を超えないこと）を満足するものと予測する。	【事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る日照障害】 ・建築物を可能な限り小さくすることにより、対象事業実施区域外に及ぶ日影の範囲を小さくする。 ・敷地境界から建築物までの距離を可能な限り確保するとともに、対象事業実施区域の南側に配置することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。 ・北側に向かって高さを抑えた勾配の屋根にする等、建築物の形状を工夫することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。	【事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る日照障害】 ■影響の回避・低減に係る評価 事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る日照障害の影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 ■基準又は目標との整合性に係る評価 事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る日照障害の影響は、日影規制（敷地境界線からの水平距離が5～10m以内で5時間を超えないこと、10m以上で3時間を超えないこと）を満足することから、基準との整合は図られるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。

表 9-1(14) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査																																								
その他（電波障害）	【土地利用及び地形の状況】 対象事業実施区域内は、一部の事業所のほか、鉄塔などの工作物等が存在しているものの、大部分は雑草地等となっており、テレビジョン放送電波の状況に影響を及ぼす施設、地形等は存在しない。 【テレビジョン放送電波の状況（受信画質、電波の強度、受信形態）】 ■受信画質及び電波の強度 調査地点における各放送局の画像評価は、全ての放送局において、全ての受信局及び地点で正常に受信されていた。品質評価は、一部、受信状況が良好でない地点が存在するものの、概ねきわめて良好以上で受信されていた。 ■受信形態 調査地域においては、盛岡局から受信している建屋が多くを占めており、一部、雫石中継局や谷地山中継局から受信している建屋も存在していた。	【事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る電波障害】 ■地上デジタル放送 計画施設による地上デジタル放送の遮へい障害予測範囲について、盛岡局からの遮へい障害範囲については、計画施設の北方向に最大距離約 152mで発生するものと予測する。雫石中継局からの遮へい障害範囲については、計画施設の東方向に最大距離約 1,528mで発生するものと予測する。谷地山中継局からの遮へい障害範囲については、計画施設の南方向に最大距離約 573mで発生するものと予測する。 また、遮へい障害予測範囲内の受信障害を受ける棟数は、全ての放送局において0棟と予測する。 <table><tr><th>放送局</th><th>方向</th><th>障害距離（最大値）</th><th>障害幅（最大値）</th><th>受信障害を受ける棟数</th></tr><tr><td>盛岡局</td><td>北</td><td>約 152m</td><td>約 131m</td><td>0</td></tr><tr><td>雫石中継局</td><td>東</td><td>約 1,528m</td><td>約 127m</td><td>0</td></tr><tr><td>谷地山中継局</td><td>南</td><td>約 573m</td><td>約 138m</td><td>0</td></tr></table> 注）障害距離は、計画施設外壁からの距離である。 ■衛星放送 計画施設による衛星放送の遮へい障害予測範囲は、計画施設の北東方向にわずかに発生するものの、その大半は対象事業実施区域内となる。 また、遮へい障害予測範囲内の受信障害を受ける棟数は、全ての放送局において0棟と予測する。 <table><tr><th>放送局</th><th>方向</th><th>障害距離（最大値）</th><th>障害幅（最大値）</th><th>受信障害を受ける棟数</th></tr><tr><td>B S 放送 110° C S 放送</td><td>北東</td><td>約 88m</td><td>約 102m</td><td>0</td></tr><tr><td>C S 放送 (JCSAT-3A)</td><td>北東</td><td>約 65m</td><td>約 113m</td><td>0</td></tr><tr><td>C S 放送 (JCSAT-4B)</td><td>北東</td><td>約 68m</td><td>約 111m</td><td>0</td></tr></table> 注）障害距離は、計画施設外壁からの距離である。	放送局	方向	障害距離（最大値）	障害幅（最大値）	受信障害を受ける棟数	盛岡局	北	約 152m	約 131m	0	雫石中継局	東	約 1,528m	約 127m	0	谷地山中継局	南	約 573m	約 138m	0	放送局	方向	障害距離（最大値）	障害幅（最大値）	受信障害を受ける棟数	B S 放送 110° C S 放送	北東	約 88m	約 102m	0	C S 放送 (JCSAT-3A)	北東	約 65m	約 113m	0	C S 放送 (JCSAT-4B)	北東	約 68m	約 111m	0	【事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る電波障害】 - 計画施設は、可能な限り高さを抑えた形状とする等、工場棟や管理棟の構造及び高さに配慮する。 - 本事業に起因して新たな電波障害が生じることが明らかになった場合には、実態を確認のうえ、適切な改善対策を講じる。 - 工事中及び供用時には問合せ窓口を設置し、電波障害に関する問合せが住民からあった場合には、実態を確認のうえ、迅速かつ適切な対応を行う。	【事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る電波障害】 ■影響の回避・低減に係る評価 事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る電波障害の影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。
放送局	方向	障害距離（最大値）	障害幅（最大値）	受信障害を受ける棟数																																									
盛岡局	北	約 152m	約 131m	0																																									
雫石中継局	東	約 1,528m	約 127m	0																																									
谷地山中継局	南	約 573m	約 138m	0																																									
放送局	方向	障害距離（最大値）	障害幅（最大値）	受信障害を受ける棟数																																									
B S 放送 110° C S 放送	北東	約 88m	約 102m	0																																									
C S 放送 (JCSAT-3A)	北東	約 65m	約 113m	0																																									
C S 放送 (JCSAT-4B)	北東	約 68m	約 111m	0																																									

表 9-1(15) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査
動物	【脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物及び魚類その他主な水生生物に係る動物相の状況】 現地調査の結果、哺乳類 6 目 14 種、鳥類、12 目 53 種、昆虫類 20 目 2,076 種、クモ類 1 目 108 種、両生類 2 目 6 種、は虫類 1 目 2 種、魚類 2 目 7 種、底生動物 7 目 30 種が確認された。 【動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況】 確認された種のうち、哺乳類 2 目 2 種、鳥類 5 目 11 種（猛禽類調査で確認された種を含む）、昆虫類（底生動物調査で確認された水生昆虫を含む） 3 目 12 種、両生類 2 目 2 種、魚類 1 目 2 種、底生動物 1 目 1 種の計 14 目 30 種が選定された。 なお、は虫類、クモ類は、重要な種は確認されなかった。 【注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況】 注目すべき生息地の分布は確認されなかった。	【工事の実施に係る重要な種及び注目すべき生息地】 本事業の工事計画では、直接的影響としては、確認された重要な種のうち、対象事業実施区域内で確認され、生息環境の一部が改変されるカッコウや猛禽類の一部、コガムシ等の昆虫類に影響が生じる可能性があるとして予測する。 間接的影響としては、建設機械の稼働に伴う騒音の発生や照明等により、ヒナコウモリやカッコウ、走光性の昆虫類は影響が生じる可能性があるとして予測する。 なお、注目すべき生息地は確認されなかったことから、予測は対象外とした。	【工事の実施に係る重要な種及び注目すべき生息地】 ・工事区域に仮囲い（高さ約 3 m）を設置することにより、区域外への騒音の伝搬を低減する。 ・濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制する。 ・動物への影響を低減するため、工事関係者等への改変区域外への立ち入りを制限する。 ・夜間工事は原則として行わず、照明は最低限の使用とし、改変区域外への漏れ光を防止する。 ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。 ・建設機械は、可能な限り低騒音型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う騒音を抑制する。 ・緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。	【工事の実施に係る重要な種及び注目すべき生息地】 左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にしした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。
		【土地又は工作物の存在及び供用に係る重要な種及び注目すべき生息地】 施設の使用による直接的影響としては、確認された重要な種のうち、対象事業実施区域内で確認され、生息環境の一部が消失するカッコウや猛禽類の一部、コガムシ等の昆虫類に影響が生じる可能性があるとして予測する。 間接的影響としては、移動能力が比較的小さい昆虫類に対し、施設の使用に伴う風向きの変化や日陰による影響が考えられたが、いずれも現状と大きく変化しないことから、影響が生じる可能性は小さいと予測する。	【土地又は工作物の存在及び供用に係る重要な種及び注目すべき生息地】 ・計画施設は、可能な限り高さを抑えた形状とする等、工場棟や管理棟の構造及び高さに配慮する。 ・敷地境界から建築物までの距離を可能な限り確保するとともに、対象事業実施区域の南側に配置することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。 ・「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約 30 m の範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とする。 ・河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。 ・凍結防止剤が河川等に流入しないよう、洗車排水を公共下水道に排水する。 ・既存水路の改修にあたっては、改修後に水流の一部に緩急をつける等の配慮を促す。 ・調整池の設置に際しては未舗装部を残す等、水生昆虫類の生息場所となるよう努める。 ・緑化する場合は在来種を用いることとするが、可能な限り表土利用により現況の植生に近い草本や、動物の生息環境、採餌環境となるヤナギ高木等の再生を促す。 ・設置する照明は最小限のものとし、対象事業実施区域外への漏れ光がないよう配置する。 ・在来種による草本群落が定着した場所では、草刈り等による維持管理を行う。	【土地又は工作物の存在及び供用に係る重要な種及び注目すべき生息地】 左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にしした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。

表 9-1(16) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査
植物	【種子植物、その他主な植物相及び植生の状況】 ■植物相の状況 現地調査の結果、108 科 569 種の植物が確認された。 ■植生の状況 24 の植物群落を確認された。 【重要な種及び群落の分布、生育状況及び生育環境の状況】 ■重要な種の分布 確認された種のうち、8 科 10 種が選定された。 ■重要な植生の分布 現地調査の結果、24 の群落を確認されたが、このうち、特定植物群落等に該当する重要な群落はなかった。また、植生自然度をみると、自然林に該当する自然度 10 及び 9 に該当する群落なかったものの、二次林、二次草原といった比較的自然度が高い自然度 7 が対象事業実施区域内の南側及び雲石川の河川敷に分布していた。	【工事の実施に係る重要な種及び重要な群落】 ■重要な種 本事業の工事計画では、確認された重要種のうち、直接的影響がある種はエゾノキツネアザミ 1 種であった。間接的影響としては、工事の実施に伴う濁水の発生や造成による日射や風の侵入による生育環境の変化による影響を考えたが、いずれも環境保全措置を講ずることにより、影響は小さいと予測する。 ■重要な群落 確認された群落のうち、重要な植生とした植生自然度の高い群落はない。比較的自然度が高い群落のうち、ヤナギ低木群落、ツルヨシ群集、河川敷砂礫地植生、ヨシクラスは改変がなく、ヤナギ高木群落（自然度 7）の消失割合は 23%程度、オニグルミ群落（V）の消失率は 14.3%程度であり、いずれも影響は小さいと予測するが、一定程度の減少率となるヤナギ高木群落は生態系の観点から代償措置を行う。 【土地又は工作物の存在及び供用に係る重要な種及び重要な群落】 ■重要な種 施設の立地及び土地又は工作物の存在では、確認された重要種のうち、直接的影響がある可能性のある種はなく、間接的影響については施設の立地に伴う日影の影響が考えられたが、対象事業実施区域周辺に変化は生じなく、環境保全措置を講ずる事により、影響は小さいと予測する。 ■重要な群落 施設の立地及び土地又は工作物の存在では、確認された重要な植生（比較的自然度が高い植生）のうち、直接的影響、間接的影響がある可能性のある群落はなく、いずれの重要な植生についても影響は小さいものと予測する。	【工事の実施に係る重要な種及び重要な群落】 ・改変区域内の個体（エゾノキツネアザミ）の移植を行う。移植先は対象事業実施区域内に設置する河川景観保全地域等とするが、造成開始後、整備が完了するまでの間はプランター等への仮移植により保全するほか、種子の採集・保管を行う。なお、本種は雌雄異株であるため、雌雄とも保全するように、留意する。 ・緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。 ・在来種による草本群落が定着した場所では、草刈り等による維持管理を行う。 【土地又は工作物の存在及び供用に係る重要な種及び重要な群落】 ・在来種による草本群落が定着した場所では、草刈り等による維持管理を行う。	【工事の実施に係る重要な種及び重要な群落】 左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。 【土地又は工作物の存在及び供用に係る重要な種及び重要な群落】 左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。	移植したエゾノキツネアザミの生育状況、生育環境、活着状況について事後調査を実施する。 調査期間は移植後 1 年間とし、調査後は有識者の意見を踏まえ、て継続の要否を判断する。

表 9-1(17) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査
生態系	【動植物その他の自然環境に係る概況】 対象事業実施区域及びその周辺を構成する生態系は、樹林地（26.9％）、草地・耕地（44.5％）、市街地など（27.7％）、水域（0.9％）の4環境に区分した。 【複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況】 ■生態系の構成 調査範囲内は大きな水域が含まれず、基本的には陸域の生物による生態系が成立しているが、かつて河川数だったこと、近くに雫石川があること、水田や小河川があることから一定の水域に依存する種が生息している。これらの水田や小規模な水域を利用する上位種として、サギ類が位置している。陸域の上位種としては、シマヘビが位置するほか、最上位種として猛禽類とホンドリツネが挙げられる。 ■地域の生態系を特徴づける注目種 対象事業実施区域及びその周囲の生態系を特徴づける注目種（群落）として、上位性はオオタカとホンドリツネ、典型性はヤナギ高木群落、特殊性は水生昆虫類を選定した。	【工事の実施に係る地域を特徴づける生態系】 調査範囲の類型区分について、事業実施前後の面積及び割合を整理したところ、樹林地（▼3.2％）と草地・耕地（▼9.5％）が減少し、市街地など（△12.7％）が増加した。 本事業の工事計画では、直接的影響として確認された地域を特徴づける生態系の注目種のうち、オオタカ、ホンドリツネ、ヤナギ高木群落、水生昆虫類の生息・生育環境の一部が改変されることから、事業による影響が生じる可能性がある予測する。 また、間接的影響として確認された地域を特徴づける生態系の注目種のうち、ホンドリツネ、水生昆虫類について生息環境の悪化の影響が生じる可能性がある予測する。	【工事の実施に係る地域を特徴づける生態系】 ・工事区域に仮囲い（高さ約3m）を設置することにより、区域外への騒音の伝搬を低減する。 ・濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制する。 ・動物への影響を低減するため、工事関係者等への改変区域外への立ち入りを制限する。 ・夜間工事は原則として行わず、照明は最低限の使用とし、改変区域外への漏れ光を防止する。 ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。 ・建設機械は、可能な限り低騒音型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う騒音を抑制する。 ・緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。 ・事業による造成後、河川景観保全地域等において、現況植生の再生に努める。ヤナギ高木が混生する草地環境の再生のため、ヤナギ高木の種子の供給元と推察される雫石川のヤナギ高木群落より枝を採取し、挿し木等によりヤナギ高木の再生を促すほか、草本層の再生にあたっては取り置いた表土の整地により草本植生の再生を促す。	【工事の実施に係る地域を特徴づける生態系】 左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。	ヤナギ高木群落、ホンドリツネの生息状況について事後調査を実施する。 調査期間は供用後1年とし、調査後は有識者の意見を踏まえて継続の要否を判断する。
		【土地又は工作物の存在及び供用に係る地域を特徴づける生態系】 施設の立地及び土地又は工作物の存在では、オオタカと水生昆虫類等については直接的影響が生じる可能性があり、ホンドリツネとヤナギ高木群落については、造成等の施工に対し、代償措置を講ずることから、新たな影響はないと予測し、間接的影響についても同様と予測する。	【土地又は工作物の存在及び供用に係る地域を特徴づける生態系】 ・計画施設は、可能な限り高さを抑えた形状とする等、工場棟や管理棟の構造及び高さに配慮する。 ・敷地境界から建築物までの距離を可能な限り確保するとともに、対象事業実施区域の南側に配置することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。 ・「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とする。 ・河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。 ・凍結防止剤が河川等に流入しないよう、洗車排水を公共下水道に排水する。 ・既存水路の改修にあたっては、改修後に水流の一部に緩急をつける等の配慮を促す。 ・調整池の設置に際しては未舗装部を残す等、水生昆虫類の生息場所となるよう努める。 ・緑化する場合は在来種を用いることとするが、可能な限り表土利用により現況の植生に近い草本や、動物の生息環境、採餌環境となるヤナギ高木等の再生を促す。 ・設置する照明は最小限のものとし、対象事業実施区域外への漏れ光がないよう配置する。 ・在来種による草本群落が定着した場所では、草刈り等による維持管理を行う。	【土地又は工作物の存在及び供用に係る地域を特徴づける生態系】 左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。	

表 9-1(18) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査																																									
景観	【主要な眺望点の状況】 対象事業実施区域最寄りの眺望点は、対象事業実施区域南東側約3.2kmに位置する県立美術館が存在している。 【主要な景観資源の状況】 対象事業実施区域の周囲には、自然景観資源として北上川中流域河岸段丘群(1)、景観重要建造物として盛岡ふれあい覆馬場プラザなど2か所、景観重要樹木として天昌寺のスギとケヤキなど8か所の合計11か所が存在している。 【主要な眺望景観の状況】 主要な眺望点からの主要な眺望景観の状況は、以下に示すとおりである。 <table><tr><th>調査地点</th><th>項目</th><th>調査結果</th></tr><tr><td rowspan="3">上厨川自治会館付近</td><td>位置関係</td><td>距離：約0.3km、方位：北 対象事業実施区域方面を南側に広く眺望できる上厨川自治会館付近の地点である。本地点は、地域住民の日常生活において憩いの場として利用されている。</td></tr><tr><td>眺望点の状況</td><td>近景に広がる水田が主な景観構成要素となっており、中景には駐車された車両や住宅等が眺望できる。積雪状況や稲穂の生育状況等により、景観の季節変化が確認できる。</td></tr><tr><td>眺望景観の状況</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">河川公園</td><td>位置関係</td><td>距離：約0.6km、方位：東 対象事業実施区域方面を西側に眺望できる河川公園の地点である。本地点は、地域住民の日常生活において憩いの場として利用されており、春季には花見などのレクリエーションの場ともなっている。 また、河川公園に沿って一般県道盛岡矢巾自転車道が整備されており、サイクリングや散歩のルートとしても利用されている。</td></tr><tr><td>眺望点の状況</td><td>河畔林や一般県道盛岡矢巾自転車道、公園内の構造物や草地在が主な景観構成要素となっている。積雪状況や落葉樹の葉の有無等により、景観の季節変化が確認できる。</td></tr><tr><td>眺望景観の状況</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">雫石川堤防</td><td>位置関係</td><td>距離：約0.4km、方位：南東 対象事業実施区域方面を北西側に広く眺望できる雫石川堤防の地点である。本地点は、周辺に居住する地域住民や事業所に勤務する人の日常生活における移動の動線として利用されている。</td></tr><tr><td>眺望点の状況</td><td>近景に広がる耕作地が主な景観構成要素となっており、中景には河畔林、遠景にはわずかに山々の稜線や岩手山がわずかに眺望できる。積雪状況や耕作地の植物の有無、落葉樹の葉の有無等により、景観の季節変化が確認できる。</td></tr><tr><td>眺望景観の状況</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">一般県道盛岡矢巾自転車道</td><td>位置関係</td><td>距離：約0.5km、方位：西 対象事業実施区域方面を東側に広く眺望できる一般県道盛岡矢巾自転車道の地点である。本地点は、地域住民の通勤・通学ルートとして日常的に利用されているほか、サイクリングや散歩のルートとしても利用されている。</td></tr><tr><td>眺望点の状況</td><td>事業所や駐車された車両及び河畔林が主な景観構成要素となっている。積雪状況や落葉樹の葉の有無等により景観の季節変化が確認できる。</td></tr><tr><td>眺望景観の状況</td><td></td></tr></table>	調査地点	項目	調査結果	上厨川自治会館付近	位置関係	距離：約0.3km、方位：北 対象事業実施区域方面を南側に広く眺望できる上厨川自治会館付近の地点である。本地点は、地域住民の日常生活において憩いの場として利用されている。	眺望点の状況	近景に広がる水田が主な景観構成要素となっており、中景には駐車された車両や住宅等が眺望できる。積雪状況や稲穂の生育状況等により、景観の季節変化が確認できる。	眺望景観の状況		河川公園	位置関係	距離：約0.6km、方位：東 対象事業実施区域方面を西側に眺望できる河川公園の地点である。本地点は、地域住民の日常生活において憩いの場として利用されており、春季には花見などのレクリエーションの場ともなっている。 また、河川公園に沿って一般県道盛岡矢巾自転車道が整備されており、サイクリングや散歩のルートとしても利用されている。	眺望点の状況	河畔林や一般県道盛岡矢巾自転車道、公園内の構造物や草地在が主な景観構成要素となっている。積雪状況や落葉樹の葉の有無等により、景観の季節変化が確認できる。	眺望景観の状況		雫石川堤防	位置関係	距離：約0.4km、方位：南東 対象事業実施区域方面を北西側に広く眺望できる雫石川堤防の地点である。本地点は、周辺に居住する地域住民や事業所に勤務する人の日常生活における移動の動線として利用されている。	眺望点の状況	近景に広がる耕作地が主な景観構成要素となっており、中景には河畔林、遠景にはわずかに山々の稜線や岩手山がわずかに眺望できる。積雪状況や耕作地の植物の有無、落葉樹の葉の有無等により、景観の季節変化が確認できる。	眺望景観の状況		一般県道盛岡矢巾自転車道	位置関係	距離：約0.5km、方位：西 対象事業実施区域方面を東側に広く眺望できる一般県道盛岡矢巾自転車道の地点である。本地点は、地域住民の通勤・通学ルートとして日常的に利用されているほか、サイクリングや散歩のルートとしても利用されている。	眺望点の状況	事業所や駐車された車両及び河畔林が主な景観構成要素となっている。積雪状況や落葉樹の葉の有無等により景観の季節変化が確認できる。	眺望景観の状況		【事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る景観】 ■主要な眺望点の状況 対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点等は、全て対象事業実施区域外に位置しており、本事業の実施による地形改変の可能性はないことから、地形改変に係る主要な眺望点への影響はないものと予測する。 ■主要な景観資源の状況 対象事業実施区域及びその周囲における景観資源は、全て対象事業実施区域外に位置しており、本事業の実施による地形改変の可能性はないことから、地形改変に係る景観資源への影響はないものと予測する。 ■主要な眺望景観の状況 予測地点からの景観の変化の状況は、以下に示すとおりである。 対象事業実施区域北側の上厨川自治会館付近、南東側の雫石川堤防及び西側の一般県道盛岡矢巾自転車道からは計画施設が視認されると予測するが、東側の河川公園からは視認されないものと予測する。 <table><tr><th>予測地点</th><th>予測結果</th></tr><tr><td>上厨川自治会館付近</td><td>現況では、近景に広がる水田や、駐車された車両や住宅などが主な景観構成要素となっている。 将来については、駐車された車両や住宅越しに計画施設の煙突及び工場棟が視認されると予測する。</td></tr><tr><td>河川公園</td><td>現況では、河畔林や一般県道盛岡矢巾自転車道、公園内の構造物や草地在が主な景観構成要素となっている。 将来については、計画施設は手前にある河畔林に遮られ、視認されないことから、景観の変化は見られないものと予測する。</td></tr><tr><td>雫石川堤防</td><td>現況では、耕作地や河畔林、山々の稜線が主な景観構成要素となっている。 将来については、河畔林越しに計画施設の煙突及び工場棟が視認されると予測する。</td></tr><tr><td>一般県道盛岡矢巾自転車道</td><td>現況では、事業所や駐車場、樹林が主な景観構成要素となっている。 将来については、樹林越しに計画施設の煙突及び工場棟が視認されることから、景観の変化が生じるものと予測する。</td></tr></table>	予測地点	予測結果	上厨川自治会館付近	現況では、近景に広がる水田や、駐車された車両や住宅などが主な景観構成要素となっている。 将来については、駐車された車両や住宅越しに計画施設の煙突及び工場棟が視認されると予測する。	河川公園	現況では、河畔林や一般県道盛岡矢巾自転車道、公園内の構造物や草地在が主な景観構成要素となっている。 将来については、計画施設は手前にある河畔林に遮られ、視認されないことから、景観の変化は見られないものと予測する。	雫石川堤防	現況では、耕作地や河畔林、山々の稜線が主な景観構成要素となっている。 将来については、河畔林越しに計画施設の煙突及び工場棟が視認されると予測する。	一般県道盛岡矢巾自転車道	現況では、事業所や駐車場、樹林が主な景観構成要素となっている。 将来については、樹林越しに計画施設の煙突及び工場棟が視認されることから、景観の変化が生じるものと予測する。	【事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る景観】 ・施設の計画にあたっては、「盛岡市景観計画」（令和8年3月 盛岡市）に準拠する。 ・施設配置の計画にあたっては、対象事業実施区域が「盛岡市景観計画」に基づく「田園・丘陵景観地域」及び「河川景観保全地域」となっていることを踏まえて、計画建物について可能な限り雫石川からの離隔を確保するなど の配慮を行う。 ・建築物は、周辺の自然環境と景観に調和したデザインを基本とし、周囲への圧迫感を和らげ、バリアフリー性能を確保した利便性の高い開放的な雰囲気を 感じるデザインとするなど、ユニバーサルデザインを基本とした施設とする。 ・「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とし、河川景観に配慮を行う。 ・建築物は大きな壁面の分節化をすることにより、周囲への圧迫感を和らげる。 ・外壁及び屋上に設備機器を設ける場合、外部から直接見えない構造とする。 ・河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。	【事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る景観】 ■影響の回避・低減に係る評価 事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る景観への影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づき、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。
	調査地点	項目	調査結果																																											
上厨川自治会館付近	位置関係	距離：約0.3km、方位：北 対象事業実施区域方面を南側に広く眺望できる上厨川自治会館付近の地点である。本地点は、地域住民の日常生活において憩いの場として利用されている。																																												
	眺望点の状況	近景に広がる水田が主な景観構成要素となっており、中景には駐車された車両や住宅等が眺望できる。積雪状況や稲穂の生育状況等により、景観の季節変化が確認できる。																																												
	眺望景観の状況																																													
河川公園	位置関係	距離：約0.6km、方位：東 対象事業実施区域方面を西側に眺望できる河川公園の地点である。本地点は、地域住民の日常生活において憩いの場として利用されており、春季には花見などのレクリエーションの場ともなっている。 また、河川公園に沿って一般県道盛岡矢巾自転車道が整備されており、サイクリングや散歩のルートとしても利用されている。																																												
	眺望点の状況	河畔林や一般県道盛岡矢巾自転車道、公園内の構造物や草地在が主な景観構成要素となっている。積雪状況や落葉樹の葉の有無等により、景観の季節変化が確認できる。																																												
	眺望景観の状況																																													
雫石川堤防	位置関係	距離：約0.4km、方位：南東 対象事業実施区域方面を北西側に広く眺望できる雫石川堤防の地点である。本地点は、周辺に居住する地域住民や事業所に勤務する人の日常生活における移動の動線として利用されている。																																												
	眺望点の状況	近景に広がる耕作地が主な景観構成要素となっており、中景には河畔林、遠景にはわずかに山々の稜線や岩手山がわずかに眺望できる。積雪状況や耕作地の植物の有無、落葉樹の葉の有無等により、景観の季節変化が確認できる。																																												
	眺望景観の状況																																													
一般県道盛岡矢巾自転車道	位置関係	距離：約0.5km、方位：西 対象事業実施区域方面を東側に広く眺望できる一般県道盛岡矢巾自転車道の地点である。本地点は、地域住民の通勤・通学ルートとして日常的に利用されているほか、サイクリングや散歩のルートとしても利用されている。																																												
	眺望点の状況	事業所や駐車された車両及び河畔林が主な景観構成要素となっている。積雪状況や落葉樹の葉の有無等により景観の季節変化が確認できる。																																												
	眺望景観の状況																																													
予測地点	予測結果																																													
上厨川自治会館付近	現況では、近景に広がる水田や、駐車された車両や住宅などが主な景観構成要素となっている。 将来については、駐車された車両や住宅越しに計画施設の煙突及び工場棟が視認されると予測する。																																													
河川公園	現況では、河畔林や一般県道盛岡矢巾自転車道、公園内の構造物や草地在が主な景観構成要素となっている。 将来については、計画施設は手前にある河畔林に遮られ、視認されないことから、景観の変化は見られないものと予測する。																																													
雫石川堤防	現況では、耕作地や河畔林、山々の稜線が主な景観構成要素となっている。 将来については、河畔林越しに計画施設の煙突及び工場棟が視認されると予測する。																																													
一般県道盛岡矢巾自転車道	現況では、事業所や駐車場、樹林が主な景観構成要素となっている。 将来については、樹林越しに計画施設の煙突及び工場棟が視認されることから、景観の変化が生じるものと予測する。																																													

表 9-1(19) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査
人と自然との触れ合いの活動の場	【主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況】 春季及び秋季における日中の利用者数は、一般県道盛岡矢巾自転車道で13～14人、堤防道路で249～326人となっており、堤防道路の利用者が多い状況となっていた。 また、利用状況としては、いずれも散歩やジョギングを目的とした利用が多くなっており、特に堤防道路については、学生が通学に利用している状況が確認されるなど、生活道路としての利用形態が多い状況となっていた。 また、アンケート結果では、利用目的としては「散歩」と回答する利用者が多く、一般県道盛岡矢巾自転車道及び堤防道路を利用する主な理由としては、「安全性が高いこと」が最も多い状況となっていた。	【事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場である一般県道盛岡矢巾自転車道は、対象事業実施区域の南側に位置しており、対象事業実施区域内に存在していないため、本事業の実施による直接変化はない。 また、本事業の立地及び計画施設完成後の土地又は工作物の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響としては、景観の変化や施設の稼働による大気質、騒音、振動、悪臭等の影響が考えられる。このうち、景観については、本事業では「盛岡市景観計画」（令和8年3月 盛岡市）に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とするなど、環境保全措置を講じることで一般県道盛岡矢巾自転車道及び堤防道路からの河川景観に対して、できる限り影響を低減する計画としている。また、施設の稼働に係る環境影響についても、いずれの項目も周辺環境に対して著しい影響を及ぼすことはない事業計画としている。 以上のことから、事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境等に著しい影響を及ぼすことはないものと予測する。	【事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響】 - 施設の計画にあたっては、「盛岡市景観計画」（令和8年3月 盛岡市）に準拠する。 - 施設配置の計画にあたっては、対象事業実施区域が「盛岡市景観計画」に基づく「田園・丘陵景観地域」及び「河川景観保全地域」となっていることを踏まえて、計画建物について可能な限り雫石川からの離隔を確保するなどの配慮を行う。 - 建築物は、周辺の自然環境と景観に調和したデザインを基本とし、周囲への圧迫感を和らげ、バリアフリー性能を確保した利便性の高い開放的な雰囲気を感じるデザインとするなど、ユニバーサルデザインを基本とした施設とする。 「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とする。 - 建築物は大きな壁面の分節化をすることにより、周囲への圧迫感を和らげる。 - 外壁及び屋上に設備機器を設ける場合、外部から直接見えない構造とする。 - 河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。 - 煙突からの排ガス濃度等については、大気汚染防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を公害防止基準値として設け、これを遵守する。 - 設備機器は、可能な限り低騒音型、低振動型機器の採用に努める。 - 設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、必要に応じて防音対策、防振対策を実施する。 - 廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の拡散を防止する。 - 廃棄物運搬車両等が出入するプラットホームの出入口扉は、常時開放しない運営とし、外部に騒音、臭気等の漏洩を防止する。 - 設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。	【事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響】 ■影響の回避・低減に係る評価 事業の立地及び土地又は工作物の存在に係る影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。

表 9-1 (20) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査
廃棄物等	【地形の状況】 対象事業実施区域の地形は、主に谷底平野や氾濫平野となっており、概ね平坦な地形となっている。 【土地利用の状況】 対象事業実施区域内は、一部、事業所などの工作物等が存在しているものの、大部分は雑草地等となっている。 【処理する廃棄物量の発生状況】 家庭ごみは、令和2年度まで増加傾向となっていたものの、令和3年度以降は減少に転じ、事業系ごみは過去5年間減少が続いている状況となっている。 家庭ごみと事業系ごみを合計したごみ排出量は、過去5年間減少傾向で推移しており、平成30年度の165,093 tに対して、令和4年度は153,157 tであり、11,936 t（約7.2%）減少している。 また、1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源物を除く。）は、過去5年間、概ね横ばいで推移している。	【建設工事に伴う副産物】 本事業の工事の実施にあたっては、建設発生土については原則、場内への埋戻し等による再利用を図り、残土の発生を抑制するほか、工事に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行うなど、関係法令等に基づき適正に資源化、処理及び処分を行う計画であることから、周辺地域への生活環境の保全に支障はないものと予測する。	【建設工事に伴う副産物】 ・施工計画及び施工の各段階において、廃棄物の発生抑制のために、資源化等の実施が容易となるように、施工方法を工夫する。 ・建設発生土については、原則、場内への埋戻し等による再利用を図り、残土の発生を抑制する。 ・建築資材の選択にあたっては、有害物質等を含まないなど、分別解体や資源化等の実施が容易となるものを選択するように努め、可能な限り最終処分量を低減する。 ・可能な限り、再利用可能な型枠を使用し、建設副産物の発生抑制に努める。 ・工事用資材は、再使用型コンクリート型枠材、再生砕石等の再使用型資材の活用に努める。 ・工事に伴って発生する廃棄物等については、関係法令等も踏まえて、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。 ・業者の選定にあたっては、再資源化の実施状況についても考慮する。	【建設工事に伴う副産物】 ■影響の回避・低減に係る評価 建設工事に係る影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。

表 9-1(21) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果					環境保全措置	評価結果	事後調査	
廃棄物等	【前ページ参照】	【施設の稼働に係る廃棄物の種類及び量】 廃棄物の種類及び量は、処理方式により異なるものの、いずれの処理方式においても焼却飛灰及び溶融飛灰を除き、可能な限り資源化等により有効利用する計画であることから、周辺地域への生活環境の保全に支障はないものと予測する。					【施設の稼働に係る廃棄物の種類及び量】 ・焼却灰、焼却飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。 ・焼却主灰は、セメント原料化、焼成砂化、溶融固化等により、資源化する。 ・溶融スラグは、路盤材等として有効利用する。 ・溶融メタルは、非金属精錬用還元剤処理等により有効利用する。	【施設の稼働に係る廃棄物の種類及び量】 ■影響の回避・低減に係る評価 施設の稼働に係る影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。	予測手法は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。	
		処理方式	廃棄物種類	発生量 t/年	資源化量 t/年	最終処分量 t/年				処理方法
		焼却方式 (ストーカ式)	焼却主灰	9,200	9,200	0				全量資源化（セメント原料化、焼成砂化、溶融固化 等）
			焼却飛灰	5,600	0	5,600				最終処分場で埋立処分
			合 計	14,800	9,200	5,600				
		ガス化溶融方式 (シャフト炉式)	溶融飛灰	3,300	0	3,300				最終処分場で埋立処分
			溶融スラグ	6,900	6,900	0				路盤材 等
			溶融メタル	800	800	0				非鉄精錬還元剤処理 等
			合 計	11,000	7,700	3,300				
		ガス化溶融方式 (流動床式)	溶融飛灰	2,800	0	2,800				最終処分場で埋立処分
溶融スラグ	5,400		5,400	0	路盤材、合成他 等					
溶融メタル	400		400	0	再利用（鉄、アルミ）等					
合 計	8,600		5,800	2,800						
注) 表中の内容は、メーカーヒアリング結果を基に推定したものである。										

表 9-1 (22) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査																							
温室効果ガス等	(温室効果ガス等に係る現況調査は実施していない。)	【施設の稼働に係る温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）】 温室効果ガスの排出量は、処理方式により 42, 362～52, 817t-CO ₂ /年になるものと予測する。 また、施設の稼働に係る発電による温室効果ガスの削減量は、11, 927～19, 650t-CO ₂ /年となり、削減率は 28. 2～41. 7%になるものと予測する。 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算排出量) [単位：t-CO₂/年]</th></tr><tr><th>焼却方式 (ストーカ式)</th><th>ガス化熔融方式 (シャフト炉式)</th><th>ガス化熔融方式 (流動床式)</th></tr></thead><tbody><tr><td>温室効果ガス排出量</td><td>42, 362</td><td>52, 817</td><td>42, 570</td></tr><tr><td>温室効果ガス削減量</td><td>11, 927</td><td>19, 650</td><td>17, 746</td></tr><tr><td>合 計</td><td>30, 435</td><td>33, 167</td><td>24, 824</td></tr><tr><td>温室効果ガス排出量の削減率</td><td>28. 2%</td><td>37. 2%</td><td>41. 7%</td></tr></tbody></table> なお、参考として、既存のごみ処理施設と対比すると、ごみ処理圏域内のごみ処理施設（6 施設）における令和 6 年度の温室効果ガス排出量は、合計で約 65, 529t-CO ₂ /年と推定しており、温室効果ガスの削減率は約 38～51%になるものと予測する。	区分	温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算排出量) [単位：t-CO ₂ /年]			焼却方式 (ストーカ式)	ガス化熔融方式 (シャフト炉式)	ガス化熔融方式 (流動床式)	温室効果ガス排出量	42, 362	52, 817	42, 570	温室効果ガス削減量	11, 927	19, 650	17, 746	合 計	30, 435	33, 167	24, 824	温室効果ガス排出量の削減率	28. 2%	37. 2%	41. 7%	【施設の稼働に係る温室効果ガス】 ・ごみ処理時に発生する余剰蒸気を使用した発電については、より高い発電効率となるよう努める。 ・施設の設備機器及び照明や空調設備は、省エネルギー型の採用に努める。 ・ごみ質や燃焼温度の管理等を適切に行い、助燃料の使用量低減に努める。 ・本施設では、ごみ処理時に発生する余剰蒸気を使用して発電機により発電することで、余熱利用施設にて活用するほか、電気以外の温水や蒸気についても、プラント設備を中心に余熱利用を図る。 ・施設内の照明は、LED 照明機器を採用する。 ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。	【施設の稼働に係る温室効果ガス】 ■影響の回避・低減に係る評価 施設の稼働に係る影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。	予 測 手 法 は「技術指針」等を参考にした一般的な手法に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査の必要はないと判断した。
		区分		温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算排出量) [単位：t-CO ₂ /年]																								
焼却方式 (ストーカ式)	ガス化熔融方式 (シャフト炉式)		ガス化熔融方式 (流動床式)																									
温室効果ガス排出量	42, 362	52, 817	42, 570																									
温室効果ガス削減量	11, 927	19, 650	17, 746																									
合 計	30, 435	33, 167	24, 824																									
温室効果ガス排出量の削減率	28. 2%	37. 2%	41. 7%																									
	【廃棄物運搬車両等の運行に係る温室効果ガス（二酸化炭素）】 温室効果ガスの排出量は、1, 639t-CO ₂ /年になるものと予測する。 <table border="1"><thead><tr><th>活動区分</th><th>車種</th><th>温室効果ガス排出量 [単位：t-CO₂/年]</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">廃棄物運搬車両等の走行</td><td>大型車</td><td>882</td></tr><tr><td>小型車</td><td>757</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>1, 639</td></tr></tbody></table>	活動区分	車種	温室効果ガス排出量 [単位：t-CO ₂ /年]	廃棄物運搬車両等の走行	大型車	882	小型車	757	合 計		1, 639	【廃棄物の運搬その他の車両の運行に係る温室効果ガス】 ・中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。 ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。 ・廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。 ・当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。	【廃棄物の運搬その他の車両の運行に係る温室効果ガス】 ■影響の回避・低減に係る評価 廃棄物運搬車両等の運行に係る影響は、左記に示す環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされるものと評価する。														
活動区分	車種	温室効果ガス排出量 [単位：t-CO ₂ /年]																										
廃棄物運搬車両等の走行	大型車	882																										
	小型車	757																										
合 計		1, 639																										

空 白